

# 由布市新たな財源検討委員会による新財源の在り方について

## 中間とりまとめ

平成31年3月27日

由布市新たな財源検討委員会



## 1 はじめに

平成30年10月に設置した「由布市新たな財源検討委員会」（以下、検討委員会）は、人口減少・少子高齢化等による税収の減、交付税の縮減等により、今後益々厳しい財政状況になることが予測されるなかで、由布市長の要請を受け、将来にわたって持続可能な安定した歳入の確保を図るための手段について、あらゆる角度から検討を行った。

検討委員会は、大分大学、立命館アジア太平洋大学、京都大学関係者、由布市商工会、ツーリズムおおいた、人材育成ゆふいん財団や基幹産業である観光、旅館業関係者並びに行政関係者等の幅広い分野からの委員により、これまで6回の会議を開催し、中間とりまとめを行う運びとなった。

由布市の持つ魅力を損なうことなく、「住み良さ日本一のまちづくり」を一層進めていくため、全国の事例等も参考とした新たな財源について検討を行い、ここに中間的なとりまとめを行ったところである。

## 2 協議経過について

本検討委員会では、由布市を取り巻く行財政上の課題として、平成28年の熊本・大分地震の影響などで財政状況が厳しさを増すなか、震災からの復旧復興や社会保障費用の増大、公共施設の老朽化対策や増加するインバウンドへの対応等、取り組むべき課題を共有した。

特に財政面では、震災復旧復興事業等のため、平成28年度以降は財政収支が不均衡となり、行財政改革の推進により平成27年度時点で37億4,435万円まで積み立てを増やしていた財政調整基金の取り崩しが続いたことで、大幅に基金が減少している。

また、合併を行った市町村の交付税の特例措置である普通交付税の合併算定替えが、平成32年度に終了するとともに、合併特例債の発行枠も枯渇してきている。

さらに、公共施設については、今後、施設をすべて維持し、大規模改修を行い現状規模のまま更新を行った場合、40年間で1,283億3千万円の更新費用を要するとの試算がでている。これは人口減少が進むなか、財政を圧迫する要因となり、市民一人ひとりの負担増へと繋がるものとなってくる。

一方、由布市の主要産業である観光関連事業については、震災による財政状況の悪化のため、これまでの施策を安定的に継続していくことは難しくなっており、さらに外国人観光客の累増に対応した施策を行う上での財源の確保も困難な状況である。

このような中で、由布市においても主要産業である観光事業の振興に資する財源の確保を第一に、検討を進めるべきではないかとの意見をもとに、全国の自治体で導入されている地方税法上の法定税、法定任意税及び法定外の税のほか、使用料、手数料や寄付金等について幅広く協議を進めた。

特に他の観光地で取組みが進んでいる観光のための独自財源確保の方法として、入湯税の超過課税や宿泊税、有料トイレや駐車場税等についてその財源の使途を含め、集中的に検討を行った。

本「中間とりまとめ」では、検討の過程で、各委員より多種多様な意見が出されるなかで、共通認識であった観光のための独自財源の導入・確保の在り方、方法、可能性を軸に、各委員から出された意見を、幅を持たせて取り纏めたものである。

そのため、その財源を導入すべきか否か等の是非を問うものではなく、ましてや導入の時期などを検討したものでもない。そうした事項は、今後の行政方針そのものであり、それは、旅館、観光業者など関係者の理解と協力を得ながら、市当局、市議会の職責として、議論、決定されるべき事項であると考ええる。

なお、本年度は観光事業の振興に資する財源の確保について検討を進めてきたが、社会保障費用の増大や公共施設の老朽化対策の経費の増大等、由布市を取り巻く行財政上の課題は山積しており、新たな枠組みの中で、今後も引き続き幅広い検討がなされる必要があると考ええる。

### 3 新財源確保の方策について

地方自治体の行政活動に要する経費の多くは租税によって賄われており、市町村における地方税法上の法定税としては市町村民税や固定資産税といった基幹的な税目がある。これらのうち、標準税率を採用している税目については、税率に上乘せし超過課税を行うことで、必要な財源を確保している自治体がある。超過課税を行っている税目の例としては、法人市町村民税、固定資産税の超過課税、鉱産税や入湯税があげられる。

また、地方税法では、条例により地方自治体が独自に定めることができる法定外税がある。法定外税を行っている例としては、京都市や金沢市など、近年導入が進んでいる宿泊税をはじめ、熱海市の別荘等所有税、山北町の砂利採取税、太宰府市の歴史と文化の環境税、富士河口湖町の遊漁税、泉佐野市の空港連絡橋利用税、箕面市の開発事業等緑化負担税等があげられる。

さらに、税以外の財源として、山梨・静岡県の富士山保全協力金、千代田区の有料公衆トイレ、由布市の男池清掃協力金や環境整備協力金等がある。

これらの財源の中で観光事業の振興に資するものとして、由布市における導入の可能性についての検討を行った。

#### 【検討委員会での主な意見】

- ・インバウンドの増は今後も想定される。その方々に喜んでいただける施策が必要となってくる。そのためにも、新たな財源は安定的で継続したものが望ましい。
- ・行政サービスの受益者である観光客に対して負担を求めるのであるなら、宿泊客のみではなく、日帰りの観光客にも負担していただくことも検討して欲しい。
- ・震災後、努力を続けて戻ってきた宿泊者が離れていくようなことにならないよう海外だけでなく、国内旅行者にも納得していただける協議をしていただきたい。
- ・渋滞の緩和等のためには、駐車場税、通行税等有効ではないか。
- ・駐車場の少なさ、幹線道路の幅員の問題等、色々な課題が浮かび上がっているなかでの、駐車場税の導入は時期尚早ではないか。
- ・新たに財源を求めるならば、現行の税、料の徴収強化を前提に導入して欲しい。また、新規宿泊業者に対する指導もしっかり行っていただきたい。
- ・宿泊税は過去に料飲税という形で存在していたが、数々の指摘や問題により廃止となった。
- ・公衆トイレの問題は経費の面からみても身近で大きな問題であるが、トイレの有料化については困難な面もあるし、財源規模も小さすぎるのではないか。

#### (1) 法定税の超過課税

市税の超過課税は、観光事業の振興によってもたらされる行政サービスの受益者が応分の負担をするべきであるという認識のもと、以下の協議を行った。

観光の施策を進めていくことは、観光客のみならず市民にとっても利便性の向上に繋がるため、市民が主に負担する市民税、固定資産税の超過課税による財源確保も考えられるが、現在の税制の下で、実際に行政サービスの受益を受けている観光客が直接負担している税は、市民の受益に対する負担に比べ少ないものとなっている。

したがって、行政サービスの受益に応じて負担をすべきであるという受益と負担の観点から、今回の行政需要に要する費用を超過課税により実現する場合は、入湯客に一定の負担を求める入湯税が適当であると考えられる。

#### (2) 法定外税

観光事業の振興に資するものとして、駐車場税、宿泊税、別荘等所有税及び通行税を対象に、政策目的を達成する手段として有効な手法といえるのか、課税客体の確保が可能か、また公平・公正な課税が行えるのかという論点をもとに、他の自治体の導入事例を参考に協議を進めた。そのなかで、課税客体が明確に把握できることにより使途の明確化が図りやすい宿泊税の検討を進めるべきとした。

なお、駐車場税については、市内すべての駐車場を対象とする課税は困難であるとしたが、市が所有する遊休土地を有料駐車場として活用するなど、混雑緩和対策に有

効な手段については、今後も由布市において調査研究するべきであるとした。

### (3) 協力金、寄付金等

協力金、寄付金等は、幅広い対象者から財源を集めることができるものもあるが、観光事業の振興に資する財源としては、規模、安定性、継続性及び費用対効果の面から有効性が低く、税に比べて主要な財源としては十分ではないものである。

ただし、有料トイレの協力金については、宿泊税等では対象とならない日帰りの観光客への負担を求めることが可能となるため、今後、料金決済のキャッシュレス化の進展を踏まえて、トイレ設備の将来の改修時期も含めた長期的な研究を由布市において行う必要があると考える。

また、今般制度改正のあったふるさと納税についても、由布市観光のブランドを活用し、引き続き、増収に向けた研究を行う必要があると考える。

## 4 新たに確保する財源と観光振興について

人口3万4千人という小規模の自治体でありながら、年間400万人の観光客を有している由布市の特色を活かして、現実に導入の可能性が高い財源について調査した。

観光振興に資する行政需要の財源を賄うには、温泉宿泊施設等の利用者である全国、世界各国の由布市のファンに喜ばれるサービスを提供するとともに、その負担を求めていくことが適切ではないかと考えられる。

この負担を、温泉宿泊施設等の利用者に求めるものとして、入湯税の超過課税や、法定外税である宿泊税について議論がなされた。なお、温泉宿泊施設等の利用者負担を求める場合、累進課税を行う際には税率構造の簡素化を図ることで特別徴収義務者の行う事務が煩雑になることを避けるとともに、納税義務者に過度な負担を強いることのないよう配慮する必要がある。

また、宿泊税については、宿泊業者を特別徴収義務者として指定した場合の負担増の問題等を考慮する必要があることや、国の同意協議が必要となる等、導入に当たり技術的な面で難しい部分があるという指摘がなされた。

一方、新財源については、由布市の観光資源の保持や観光魅力度アップに繋がるような有用な用途を検討しておくことが必要であるとともに、負担していただく方に、その税がどのように使われるのかということを確認し、報告する制度を整えておくことが必要である。

具体的な用途の例については、他の自治体などの例を参考として類型化し、温泉資源の保護、観光客の快適性の確保、観光客の安全・安心の確保、観光客増加のための事業推進、観光客の受入体制の充実、混雑対策などの諸項目について、以下のように、各委員から様々な提案がなされた。

### 【検討委員会での主な意見】

#### (温泉資源の保護)

- ・納税者に一番理解されるのは、いつでも良い温泉に入れることだと思う。そのためにも、貴重な資源である温泉の泉源保護や有効利用は重要なことであり、使途として最優先されるべきものである。
- ・温泉排水を川に放流する際の浄化システムの補助金などに使用して、環境保全対策を行ってはどうか。

#### (観光客の快適性の確保)

- ・キャッシュレス化は今後、更に進んでいくと考えられる。実際に外国人観光客から現金しか使えないので困ったという声を聞く。キャッシュレス化対策のために使用してはどうか。
- ・観光客の満足度を高め、リピーターを増やし、更に財源を生み出すという循環をもたらす仕組みづくりのため、トイレ、道路整備等の環境整備を積極的に進めるための財源にすべきである。

#### (観光客の安全・安心の確保)

- ・予測していた以上のインバウンドの増により、外部資本も含めて宿泊施設が急速に増えたため、インフラ整備が追いついていない現状がある。インフラ整備や不適切な宿泊施設の指導のために財源を活用して欲しい。
- ・観光公害をもたらすマナー問題への対策は大きな課題である。それを改善できる仕組みづくりに充てられれば。
- ・地震、水害等の災害に対し、スピード感をもって復興に向けたマーケティング計画を作り、確実に実行していく必要がある。災害への対策、災害後の復興に必要な資金に充てられるような財源にしていきたい。

#### (観光客増加のための事業推進)

- ・外国人旅行者へのアンケートを見ても、コミュニケーションの問題が非常に大きいものとなっている。機械に頼るだけでなく、柔軟な対応のできる人材の育成は必要である。また、新財源を使って、後継者の育成も含めた、新しい感性でチャレンジのできる若い人材の育成も考えるべきである。

#### (観光客の受入体制の充実)

- ・外国人観光客のレンタカー利用が増えているため、各観光案内所への利用者も増

加している。受け入れ体制の強化として、観光案内所の維持管理、運營業務にも継続的な財源を入れて欲しいし、案内板等の充実も図っていただきたい。

- ・新財源の導入に際して、特別徴収義務者となる事業者の協力は不可欠なものであるため、該当する事業者への負担軽減策や経営強化に向けた支援を実施すべき。

(混雑対策)

- ・観光客へのストレスを減らすことから、交通渋滞の緩和、人混みでのマナー対策は必要。交通量をコントロールする対策や手ぶら観光の更なる推進のために新財源を活用していただきたい。

また、留意点として新財源を導入する前に、既存の入湯税等の課税強化、徴収強化を推進することが必要である。具体的には、市の徴税職員の立ち入り調査の強化や、また併せて、県、税務署等との連携を密にすることにより、適正課税に向けた取り組みを進め、未申告・不申告をなくすとともに、課税した税金を確実に徴収していくことが大事である。

## 5 まとめ

本検討委員会は、由布市を取り巻く行財政上の課題として、震災からの復旧復興や社会保障費用の増大、また、公共施設の老朽化対策の経費やインバウンド等の対応に伴う観光対策経費の増大等、取り組むべき課題を共通認識した。

由布市の基幹産業としての観光の振興では、これまでも様々な施策を実施してきたところであるが、震災後の由布市観光を取り巻く状況は、外国人観光客の累増により、大きく変貌を遂げつつある。さらに、今年ラグビーワールドカップが日本、大分県で開催され、来年は東京オリンピックも予定されており、アジア諸国はもちろん、欧米豪など、世界各国から多くの観光客が訪れることが予想される。この大きなチャンスに、多様化する外国人観光客のあらゆる層を由布市に呼び込んでいくための組織的な取り組みが大きな課題となっている。

こうした時代の大波を乗り越え、「住んで良し、訪れて良し」という原点回帰のまちづくりを基本に、由布市の貴重な観光資源である温泉、景観を未来へと繋ぐとともに、由布市観光の新たな価値の創造、そして未来の創造のため、市民、観光協会、旅館組合、由布市、大分県が一丸となって取り組んでいくことが重要である。そのことが、全国、世界各国から由布市の観光が支持され、由布市観光のファンの獲得に繋がるよう期待するものである。

その財源確保のため、温泉宿泊施設等の利用者への負担増を求めることは、由布市を取り巻く観光地としての環境変化を背景に肯定的な意見もあったが、反対に観光客への負担増等を懸念する慎重な意見もあった。

本検討委員会では、導入の可能性のある財源についての結論付けは避け、全国の状況等を調査し、導入の可能性の有無を確認するに留めたが、温泉宿泊施設等の利用者に応分の負担を求める入湯税等の財源については慎重な検討を行ってきた。

いずれにしても、温泉宿泊施設等の利用者への負担を求めるには、その納税者に納得していただけるものとしたうえで、特別徴収義務者となる旅館、ホテル事業者等と十分な情報共有、意見交換等を行いつつ、理解を得ながら、由布市の観光振興、地域経済の発展に結びつけていくことが必要である。

なお、本検討委員会では、観光事業の振興に資する財源の確保を第一に検討を進めてきたが、この他にも由布市には社会保障費用の増大や公共施設の老朽化対策等、行財政上の課題は山積している。こうした課題についても、引き続き検討を進め、持続可能な財政運営と由布市のさらなる発展が可能となるよう、安定した財源の確保が図られていくことを期待するところである。

由布市新たな財源検討委員会委員名簿  
(第1回～第3回)

区 分	所 属	職 名	氏 名	備 考
学識経験者	大分大学	経済学部長	オオサキ ヨシミ 大 崎 美 泉	委員長
〃	立命館アジア太平洋大学	副学長	イマムラ マサル 今 村 正 治	副委員長
〃	京都大学	名誉教授	ユサ ユウキ 由 佐 悠 紀	
〃	大分大学	経済学部教授	ワタナベ ヒロコ 渡 邊 博 子	
有識者	由布市商工会	会長	トシミツ ナオト 利 光 直 人	
〃	ツーリズムおおいた	専務理事	アラカワ ヨウジ 荒 川 孝 二	
〃	人材育成ゆふいん財団	事務局長	トミヤマ ユウタ 富 山 雄 太	
〃	株式会社JTB	大分支店長	ウズ ヨコ タカシ 渦 古 隆	
観光協会	由布院温泉観光協会	会長	クワノ イズミ 桑 野 和 泉	
〃	湯平温泉観光協会	会長	ヨコオ ショウイチ 横 尾 尚 一	
〃	湯布院塚原高原観光協会	会長	ニイカワ ジュンシ 新 川 純 司	
旅館組合	由布院温泉旅館組合	組合長	ヒノ トヨフミ 日 野 豊 文	
〃	湯平温泉旅館組合	組合長	ゴトウ ヨウエイ 後 藤 昂 英	
アドバイザー	大分県企画振興部観光・地域局	参事監 兼観光・地域振興課長	アベ マスオ 阿 部 万 寿 夫	
オブザーバー	大分県市町村振興課税政班	主幹(総括)	アベ カズヨシ 阿 部 一 芳	
〃	庄内町観光協会	会長	サトウ ヒトミ 佐 藤 人 巳	
〃	はさま由布川峡谷観光協会	会長	ウチダ ハツミ 内 田 八 ツ ミ	

由布市新たな財源検討委員会委員名簿  
(第4回～第6回)

区 分	所 属	職 名	氏 名	備 考
学識経験者	大分大学	経済学部長	オオサキ ヨシミ 大 崎 美 泉	委員長
〃	立命館アジア太平洋大学	副学長	イマムラ マサル 今 村 正 治	副委員長
〃	京都大学	名誉教授	ユサ ユウキ 由 佐 悠 紀	
〃	大分大学	経済学部教授	ワタナベ ヒロコ 渡 邊 博 子	
有識者	由布市商工会	会長	トシミツ ナオト 利 光 直 人	
〃	ツーリズムおおいた	参与	ツチャ ハルミ 土 谷 晴 美	
〃	人材育成ゆふいん財団	事務局長	トミヤマ ユウタ 富 山 雄 太	
〃	株式会社JTB	大分支店長	ウズ ヨコ タカシ 渦 古 隆	
観光協会	由布院温泉観光協会	会長	クワノ イズミ 桑 野 和 泉	
〃	湯平温泉観光協会	会長	ヨコオ ショウイチ 横 尾 尚 一	
〃	湯布院塚原高原観光協会	会長	ニイカワ ジュンジュ 新 川 純 司	
旅館組合	由布院温泉旅館組合	組合長	ヒノ トヨフミ 日 野 豊 文	
〃	湯平温泉旅館組合	組合長	ゴトウ コウエイ 後 藤 昂 英	
アドバイザー	大分県企画振興部観光・地域局	参事監 兼観光・地域振興課長	アベ マスオ 阿 部 万 寿 夫	
オブザーバー	大分県市町村振興課税政班	主幹（総括）	アベ カズヨシ 阿 部 一 芳	
〃	庄内町観光協会	会長	サトウ ヒトミ 佐 藤 人 巳	
〃	はさま由布川峡谷観光協会	会長	ウチダ ハツミ 内 田 八 ツ ミ	

## 【検討経過】

- 第1回 平成30年10月24日（水）  
議題 ・由布市の現状と課題について
  
- 第2回 平成30年11月27日（火）  
議題 ・第1回検討委員会での課題  
観光消費額の推移について  
法定税の超過課税、法定外税の実施状況について  
・観光関連事業の状況について
  
- 第3回 平成30年12月21日（金）  
議題 ・第2回検討委員会での課題  
観光基本計画と観光関連事業の状況について  
税以外の財源の導入状況について  
・超過課税、法定外税の検討課題について
  
- 第4回 平成31年 1月31日（木）  
議題 ・第3回検討委員会での課題  
駐車場税、有料トイレ、宿泊税の事例について  
財源確保の事例と税のシミュレーション
  
- 第5回 平成31年 2月22日（金）  
議題 ・第4回検討委員会での課題  
用途についての事例及び協議
  
- 第6回 平成31年 3月27日（水）  
議題 ・中間とりまとめ（たたき台）の議論

**【参考：検討委員会資料より】**

＝財政関係＝

- ・平成29年度決算状況①
- ・平成29年度決算状況②
- ・借入額と公債費と地方債残高
- ・財政調整基金の推移
- ・普通交付税の段階的縮減
- ・普通会計における中期財政収支の試算
- ・公共施設の老朽化問題
- ・公共施設等総合管理計画
- ・平成28年度から平成30年度の観光関連事業の状況

＝観光関係＝

- ・平成25～平成29年における観光客数の推移：観光客総数
- ・平成25～平成29年における観光客数の推移：日帰り観光客数
- ・平成25～平成29年における観光客数の推移：宿泊観光客数
- ・平成25～平成29年における観光消費額の推移
- ・平成29年における訪日外国人国籍別比率
- ・観光客数と消費額の推移
- ・宿泊観光客数と消費額の推移

＝環境関係＝

- ・湯布院町公衆トイレ関係経費の推移

＝税関係＝

- ・法定税の超過課税の実施状況
- ・法定外税の実施状況
- ・税以外の事例について
- ・宿泊税について（シミュレーション）
- ・入湯税率改定シミュレーション

# 平成29年度決算状況①

(単位 千円)

歳入	平成29年度決算額	平成28年度決算額	増減額	増減率(%)
地方税	4,044,032	3,971,912	72,121	1.8
地方交付税	5,666,627	5,971,874	△305,247	△5.1
国・県支出金	4,436,280	4,653,726	△217,446	△4.7
地方債	1,672,091	2,125,471	△453,380	△21.3
その他	3,679,393	3,371,039	308,354	9.1
歳入合計	19,498,423	20,094,022	△595,599	△3.0

歳出	平成29年度決算額	平成28年度決算額	増減額	増減率(%)
義務的経費	9,041,284	8,831,661	209,623	2.4
うち人件費	2,952,089	2,923,152	28,937	1.0
うち扶助費	3,823,922	3,735,777	88,145	2.4
うち公債費	2,265,273	2,172,732	92,541	4.3
投資的経費	3,624,882	3,859,661	△234,779	△6.1
その他の経費	5,842,281	5,885,114	△42,833	△0.7
歳出合計	18,508,447	18,576,436	△67,989	△0.4

各財政数値	平成29年度	平成28年度	増減
経常収支比率	96.4	95.3	1.1
実質公債費比率	7.9	7.5	0.4
将来負担比率	34.3	36.8	△2.5

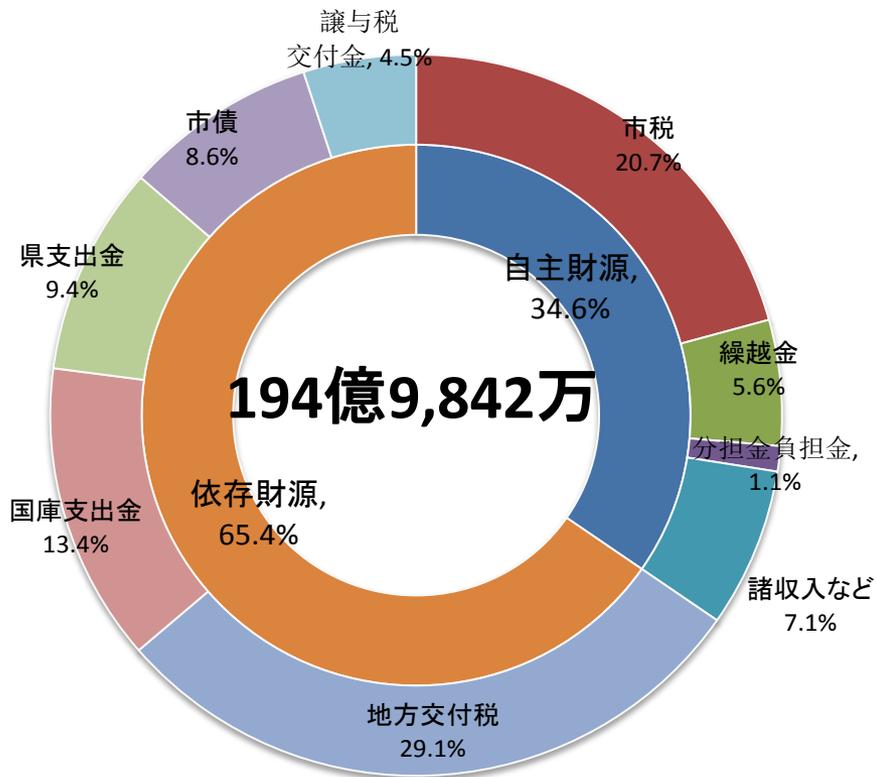
※経常収支比率・・・経常的な収入に対する経常的に支出する経費の比率

※実質公債費比率・・・標準的な収入に対する実質的な公債費の比率

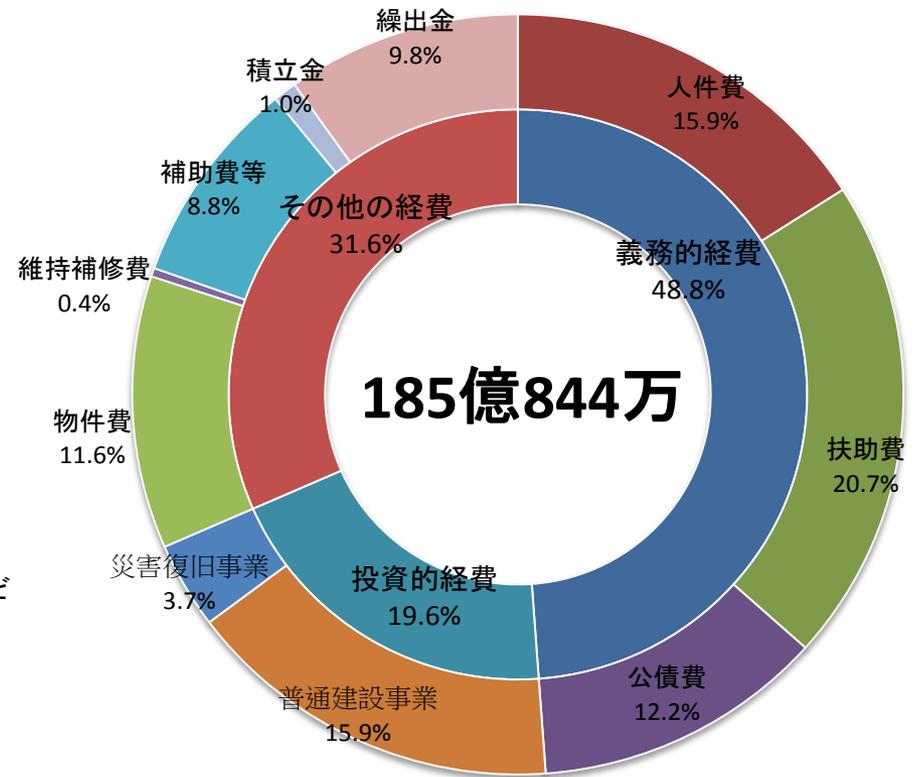
※将来負担比率・・・標準的な収入に対する将来負担すべき負債等の比率

# 平成29年度決算状況②

## 歳入



## 歳出(性質別)



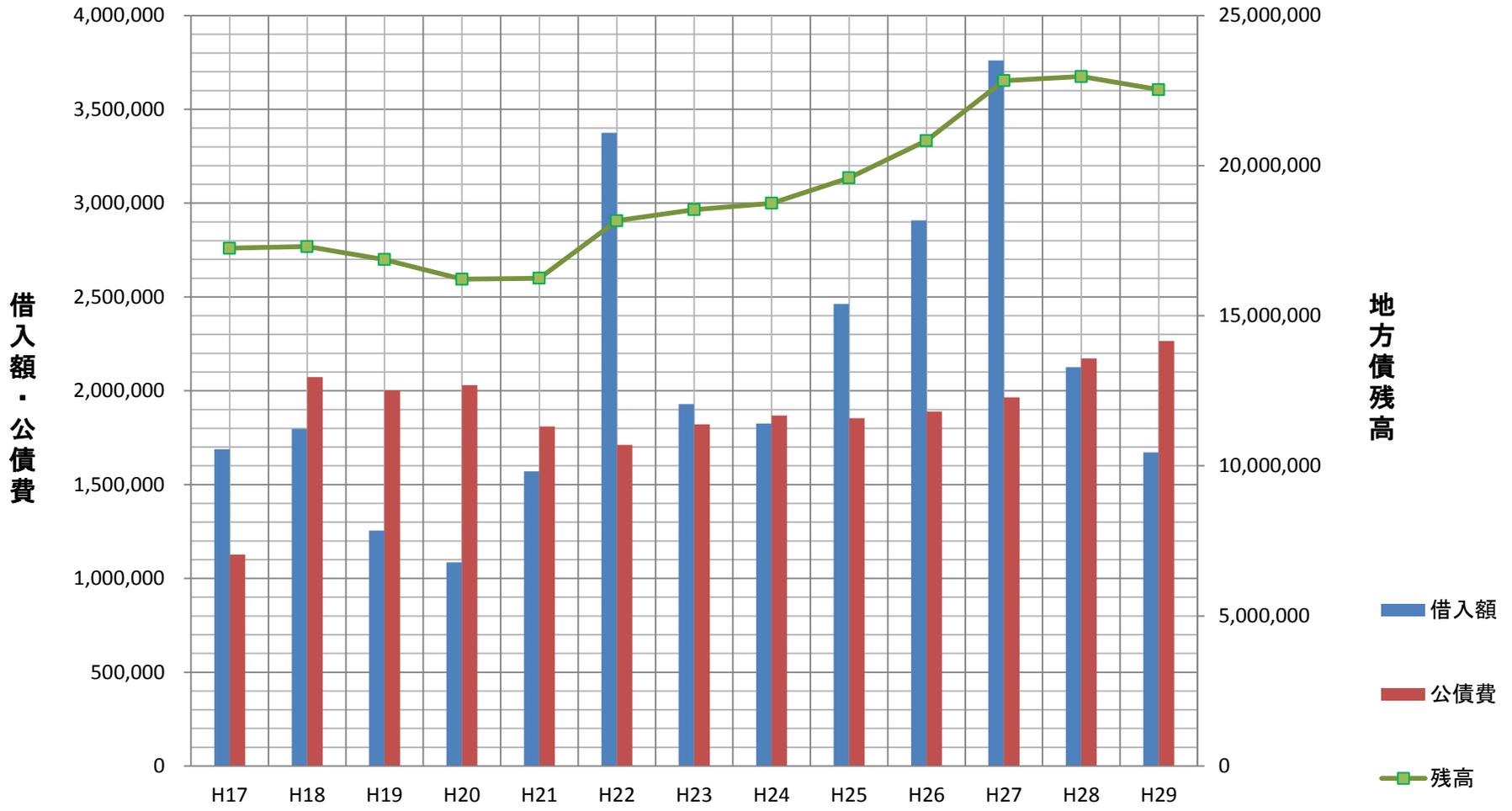
### 歳入の特徴的なもの

- ・ 地方交付税の減（特別交付税）
- ・ 災害復旧寄付金、支援金の減
- ・ 市民税、固定資産税等の市税の増
- ・ 普通建設事業費の減による市債の減

### 歳出の特徴的なもの

- ・ 義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の増
- ・ 投資的経費（普通建設事業）の減
- ・ 物件費（子育て支援策等）の増
- ・ 補助費（地震対応に係る補助）の減

# 借入額と公債費と地方債残高

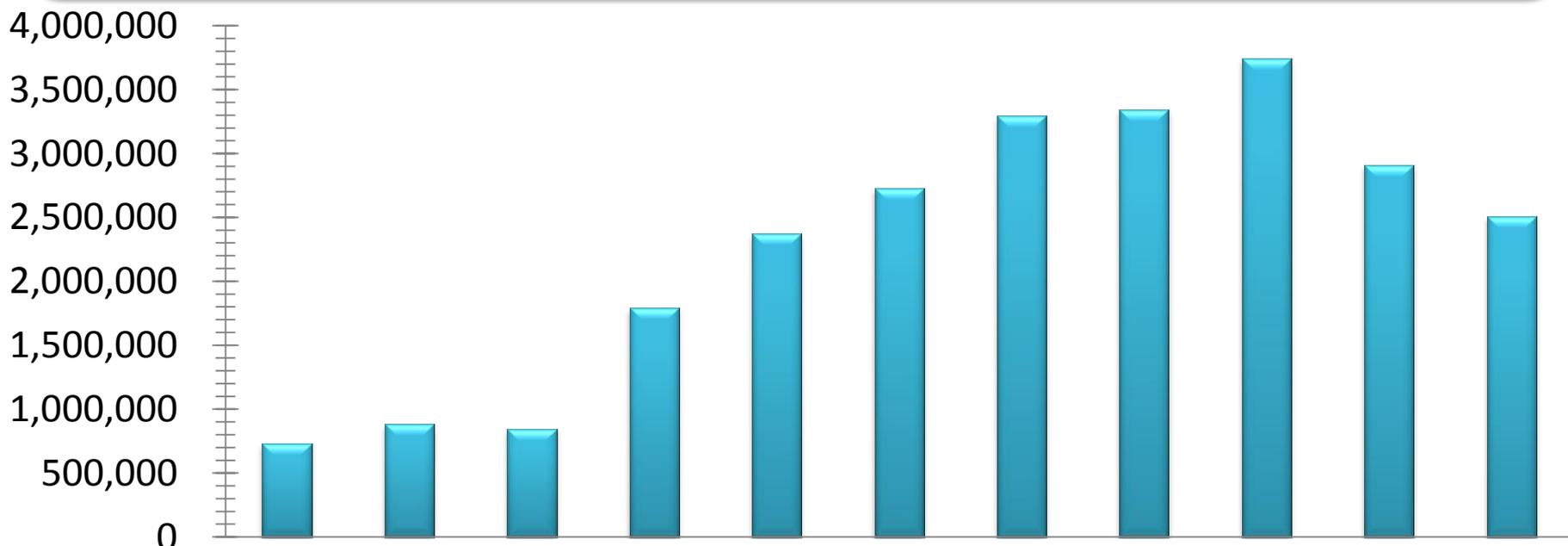


年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
借入額	1,688,400	1,797,600	1,254,496	1,084,903	1,571,394	3,374,253	1,929,876	1,825,196	2,462,723	2,908,171	3,760,868	2,125,471	1,672,091
公債費	1,126,822	2,072,397	2,002,328	2,030,735	1,810,085	1,711,261	1,821,266	1,868,265	1,853,478	1,889,240	1,964,668	2,172,732	2,265,273
地方債残高	17,250,160	17,299,795	16,869,326	16,219,131	16,249,763	18,162,375	18,535,461	18,745,722	19,591,915	20,831,317	22,829,954	22,965,188	22,531,768

# 財政調整基金の推移

合併当初僅かだった財政調整基金は、行財政改革等を進めることで、平成27年度には37億4,435万円まで積立することができました。しかし、H28熊本・大分地震の震災復旧事業費等に伴う取り崩し以降、年々減少していております。

今年度においては、H30当初予算を組むために、5億6千万を繰り入れしたことにより、19億4,430万円まで減少しています！



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
財政調整基金 残高	731,290	879,396	843,905	1,792,207	2,372,121	2,729,354	3,295,383	3,342,292	3,744,351	2,909,725	2,505,680

# 普通交付税の段階的縮減

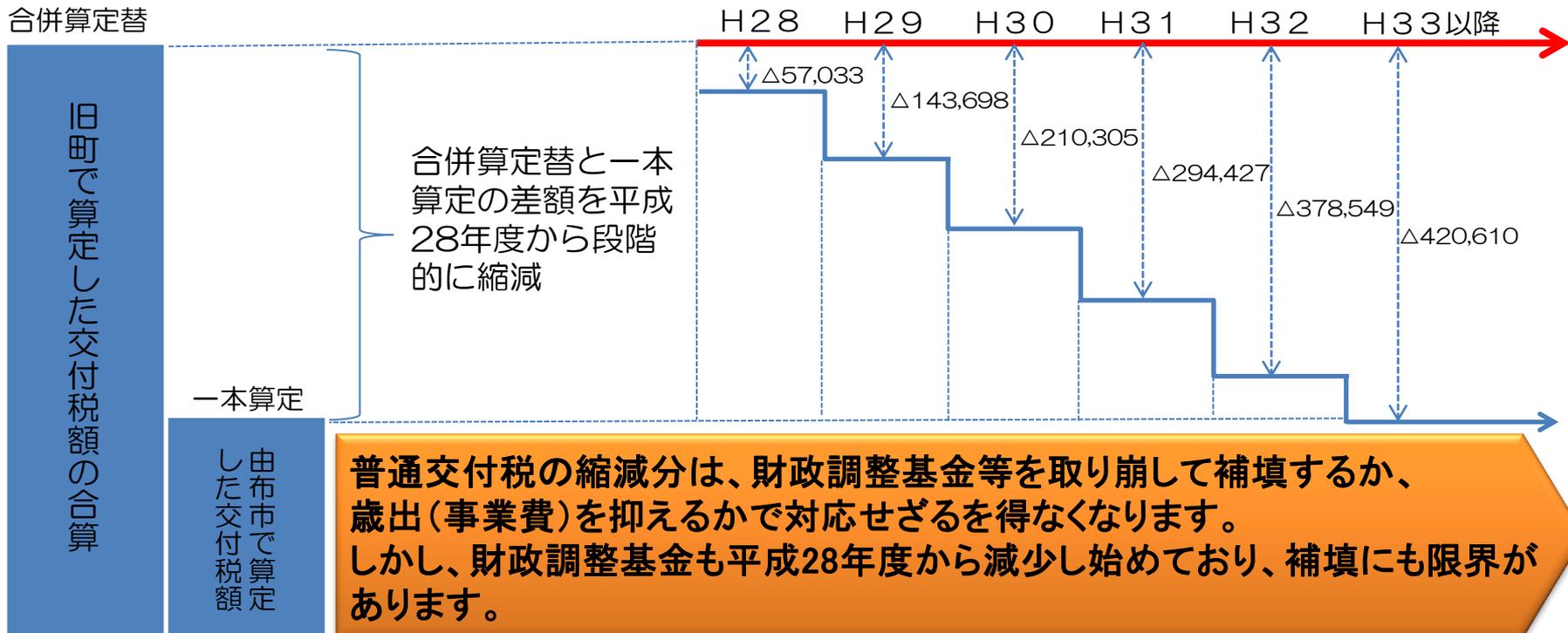
## 《段階的縮減と合併算定替》

市町村合併が行われた場合には、スケールメリット等により様々な経費の削減が可能になり、「基準財政需要額が減少する」と考えられ、それに伴い普通交付税も縮減できるとの考え。

しかし、合併による経費削減は直ちに実施できるものばかりでないため、合併後10年間は旧市町村が存在していたとみなして算定（合併算定替）。

段階的縮減は、H28年度から始まり、H33年度までの間で段階的に行われます。H33年度以降は、由布市の人口や規模に見合った基準財政需要額をもとにした普通交付税となります。

## 【段階的縮減のイメージ】（平成30年度試算額）



# 普通会計における中期財政収支の試算

(平成29年度試算額)

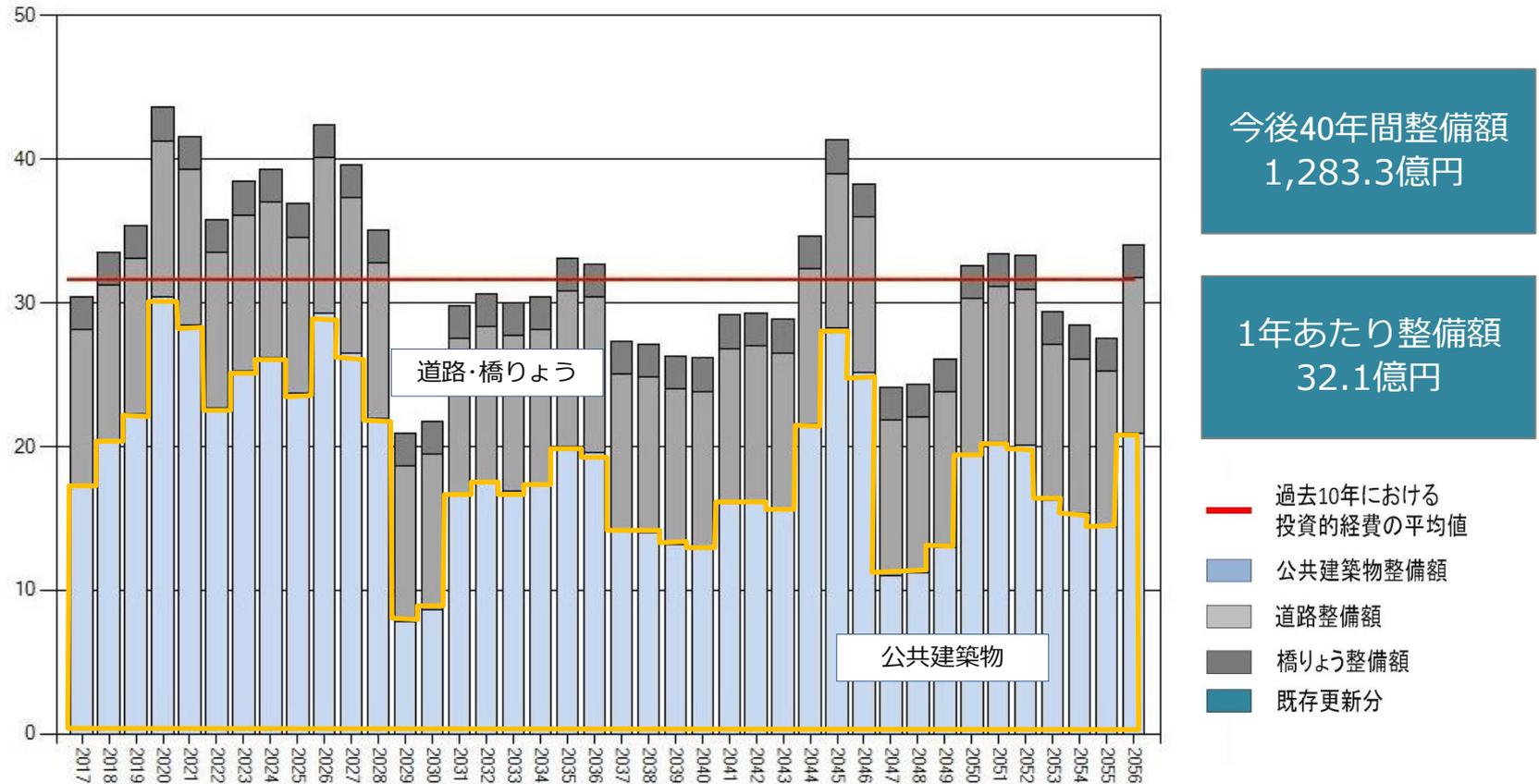
歳入	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
地方税	3,971,912	3,962,230	3,846,153	3,820,779	3,797,239	3,690,956	3,670,572
地方交付税	5,971,874	5,728,503	5,403,784	5,511,241	5,335,921	5,091,784	5,074,837
国庫支出金	2,994,469	2,436,672	2,326,993	2,436,676	2,415,105	2,417,836	2,266,375
県支出金	1,700,362	1,790,618	1,524,207	1,523,266	1,520,346	1,503,267	1,502,924
地方債	2,125,471	2,177,491	2,124,291	2,962,563	2,936,972	1,475,272	1,041,571
その他	3,324,671	2,540,498	2,101,802	2,101,802	2,238,403	2,375,004	2,375,004
歳入合計	20,088,759	18,636,012	17,327,230	18,356,327	18,243,986	16,554,119	15,931,283

歳出	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
人件費	2,917,889	2,979,066	2,938,082	2,891,558	2,864,098	2,870,008	2,886,796
扶助費	3,735,777	3,647,632	3,645,040	3,642,525	3,637,324	3,632,206	3,627,172
公債費	2,172,732	2,265,220	2,294,621	2,373,727	2,542,810	2,747,618	2,693,799
義務的経費	8,826,398	8,891,918	8,877,743	8,907,810	9,044,232	9,249,832	9,207,767
投資的経費	3,859,661	3,856,946	2,995,770	3,973,899	3,951,349	2,779,774	2,091,486
その他経費	5,885,114	6,222,792	5,811,381	5,881,151	5,721,043	5,690,142	5,666,356
歳出合計	18,571,173	18,971,656	17,684,894	18,762,860	18,716,624	17,719,748	16,965,609

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
差引収支	1,517,586	△335,644	△357,664	△406,533	△472,638	△1,165,629	△1,034,326
財政調整基金残高	2,909,725	2,995,381	2,639,017	2,233,784	1,762,447	598,118	△434,908

# 公共施設の老朽化問題

億円

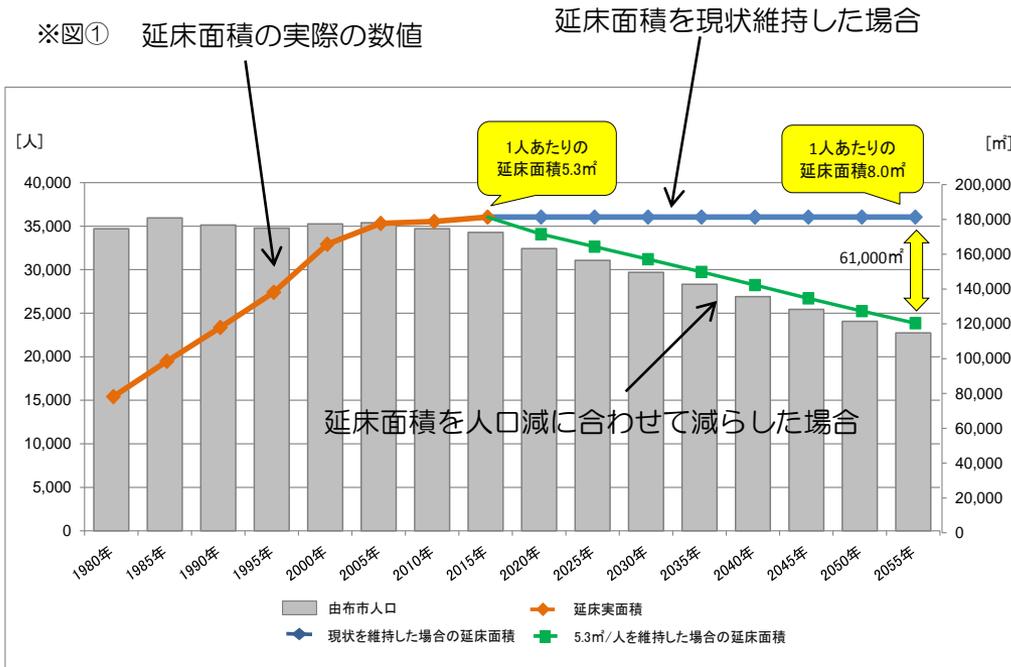


上図は一般会計ベースの公共施設の将来の更新費用を推計しており、由布市が所有する公共施設について、大規模改修等を実施し、現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間で**1,283億3千万円**の更新費用を要し、年平均を計算すると、毎年**32.1億円**かかる試算となっています。

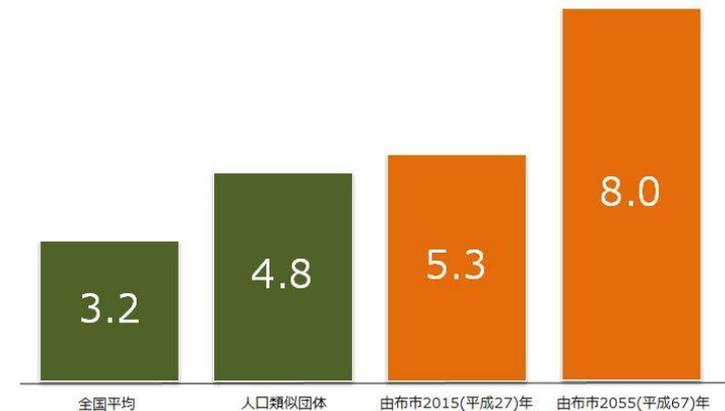
# 公共施設等総合管理計画

経済の低迷や少子高齢化による社会保障費の増、人口減少等を踏まえ、適正な公共施設の運営・管理を行うため、公共施設等総合管理計画を策定し、H30年度現在、個別計画の策定を進めています。

※図① 延床面積の実際の数値



住民1人あたりの延床面積 (㎡/人)



▲ 2015年の市民1人あたりの延床面積は、5.3㎡となっており、人口類似団体に比べると1.1倍高い数値となっています。その上で、もし現状の延床面積を維持した場合、40年後には市民1人あたりの延床面積は7.9㎡となります。

図①を見ると、今後40年間で人口は大きく落ち込むと予測されています。人口の減少に併せて延床面積を減らしていかなければ、住民一人ひとりの負担が増加し、由布市の財政を圧迫し続けることとなります。今後は公共施設の複合化や廃止を含めて、運営・管理を行っていく必要があります。

# 平成28年度から30年度の観光関連事業の状況

## 平成28年度 総事業費：319,353千円

財源内訳（国県：88,843千円、市債：56,600千円、支援金等：29,138千円、一財：144,772千円）

①TIC建設事業（ハード）≪観光基盤整備事業≫：145,258千円

②TIC運営事業（ソフト）：23,510千円

③観光施設整備等事業（ハード）：28,722千円

（新）岳本トイレ改修設計：410千円、（新）由布川峡谷落石対策費：28,312千円

④その他観光関連事業費（ソフト）：121,863千円

（新）外国語版観光ガイドブック作製業務：4,500千円

（災）復興支援プレミアム商品券発行事業補助金：11,500千円、（災）復興支援補助金：17,147千円

## 平成29年度 総事業費：556,241千円

財源内訳（国県：203,420千円、市債：71,500千円、支援金等：1,913千円、一財：279,408千円）

①TIC建設事業（ハード）≪観光基盤整備事業≫：325,347千円

②TIC運営事業（ソフト）：18,272千円

③観光施設整備等事業（ハード）：91,228千円

（新）由布岳南山麓自然パーク測量：4,180千円 （新）湯の坪街道・岳本公衆トイレ整備費等：44,465千円

（災）観光施設修繕費（城ヶ原プール）：3,498千円、（災）観光施設修繕費（狭霧台園地）：39,085千円

④その他観光関連事業費（ソフト）：121,394千円

（災）震災復興PR旅費、広報宣伝等：4,365千円

（災）復興支援補助金：67,921千円 （災）震災復興PRグッズ作成費等：3,778千円

## 平成30年度≪予算≫ 総事業費：310,173千円

財源内訳（国県：68,568千円、市債：41,200千円、支援金等：5,000千円、一財：195,405千円）

①TIC建設事業（ハード）≪観光基盤整備事業≫：122,653千円

②TIC運営事業（ソフト）：49,275千円

③観光施設整備等事業（ハード）：50,592千円

（新）由布岳南山麓自然パーク設計業務：4,482千円、（新）由布院駅舎修繕負担金：8,160千円

（新）おもてなしトイレ改修設計◎工事：4,950千円、（新）無電柱化事業：28,000千円

（新）由布川峡谷河床部アクセス検討調査測量設計業務：5,000千円

④その他観光関連事業費（ソフト）：87,653千円

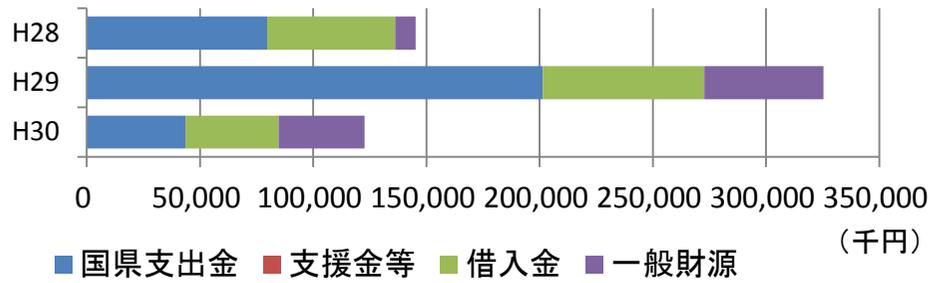
（災）復興支援補助金：20,000千円、（新）庄内神楽伝統継承事業：19,330千円

# 観光関連事業の状況

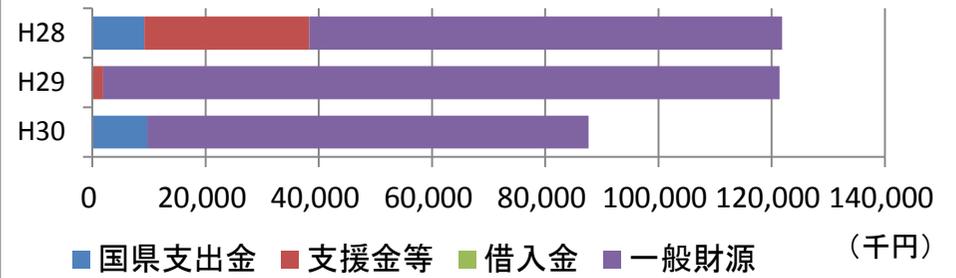
単位：千円

		事業費	事業費の内訳				備考
			国県支出金	支援金等	借入金	一般財源	
平成28年度	T I C 建設事業（ハード）	145,258	79,657		56,600	9,001	
	T I C 運営事業（ソフト）	23,510				23,510	
	観光施設整備等事業（ハード）	28,722				28,722	
	その他観光関連事業費（ソフト）	121,863	9,186	29,138		83,539	
	観光情報発信拠点事業償還金	742				742	
	その他（環境衛生施設整備）	10,338				10,338	
	計	330,433	88,843	29,138	56,600	155,852	
平成29年度	T I C 建設事業（ハード）	325,347	201,331		71,500	52,516	
	T I C 運営事業（ソフト）	18,272				18,272	
	観光施設整備等事業（ハード）	91,228	2,089			89,139	
	その他観光関連事業費（ソフト）	121,394		1,913		119,481	
	観光情報発信拠点事業償還金	6,463				6,463	
	その他（環境衛生施設整備）	12,069				12,069	
	計	574,773	203,420	1,913	71,500	297,940	
平成30年度	T I C 建設事業（ハード）	122,653	43,556		41,200	37,897	
	T I C 運営事業（ソフト）	49,275	11,779			37,496	
	観光施設整備等事業（ハード）	50,592	3,568	5,000		42,024	
	その他観光関連事業費（ソフト）	87,653	9,665			77,988	
	観光情報発信拠点事業償還金	13,729				13,729	
	その他（環境衛生施設整備）	15,000				15,000	
	計	338,902	68,568	5,000	41,200	224,134	
合計	1,244,108	360,831	36,051	169,300	677,926		

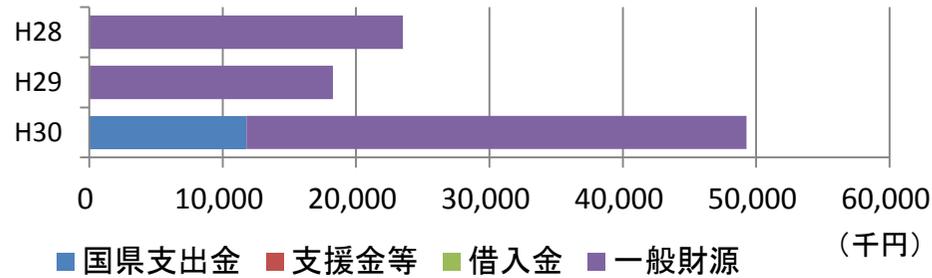
TIC建設事業(ハード)



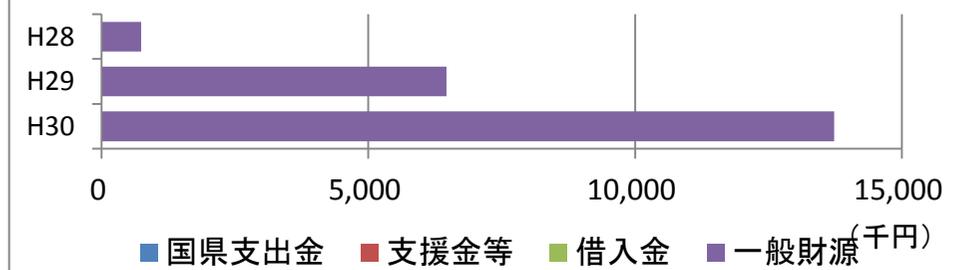
その他観光関連事業費(ソフト)



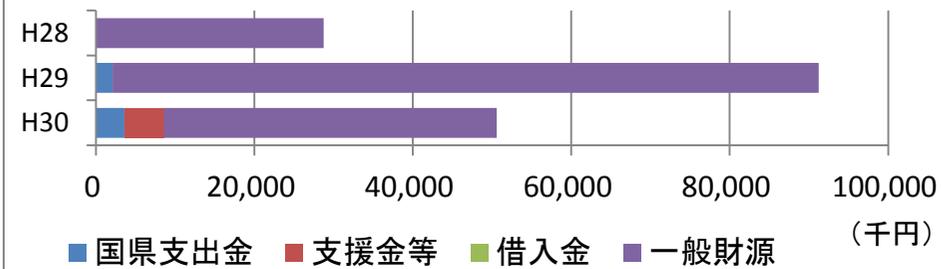
TIC建設運営事業(ソフト)



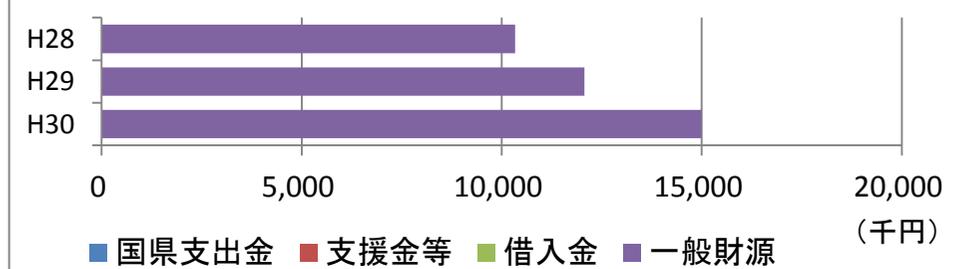
観光情報発信拠点事業償還金



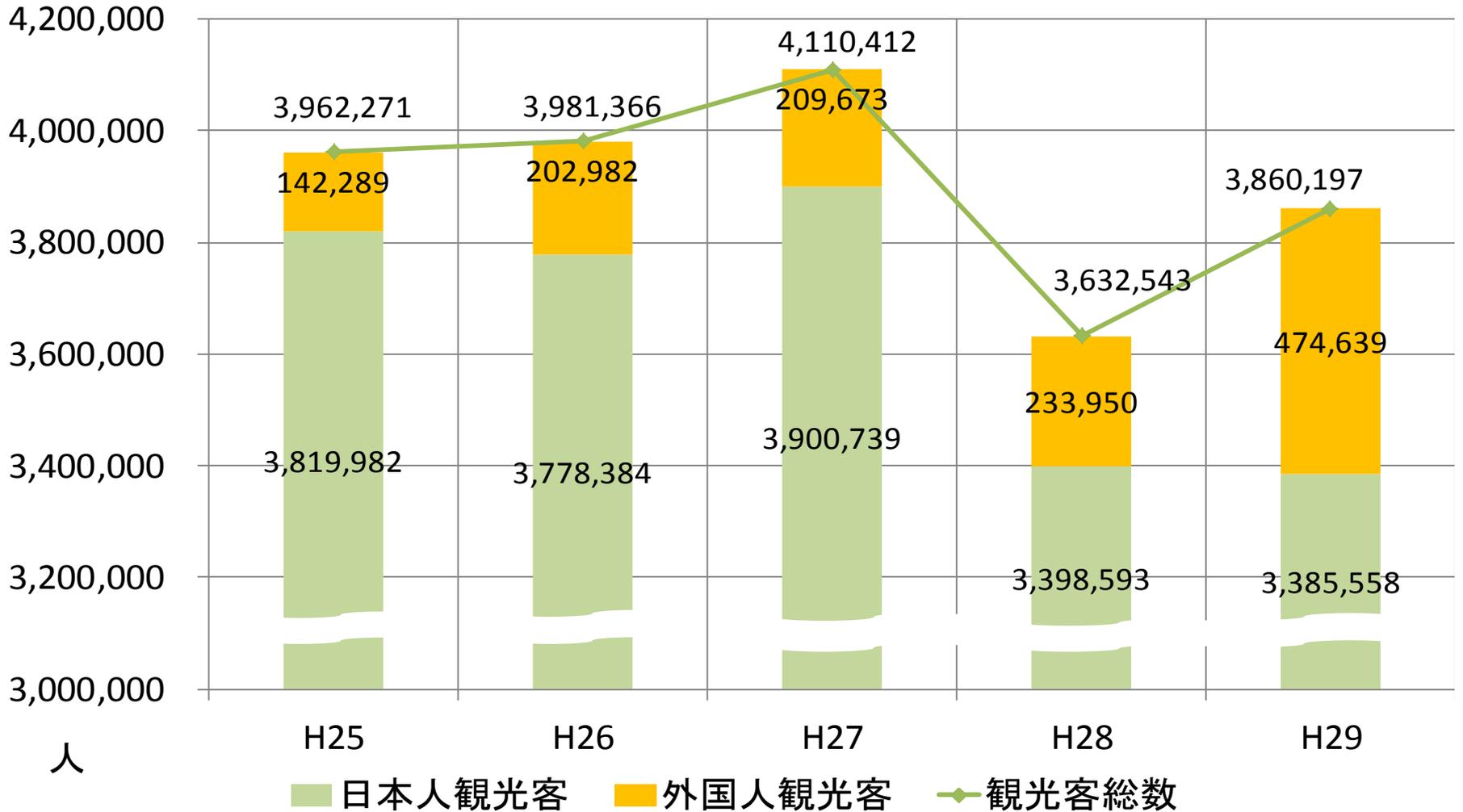
観光施設整備等事業(ハード)



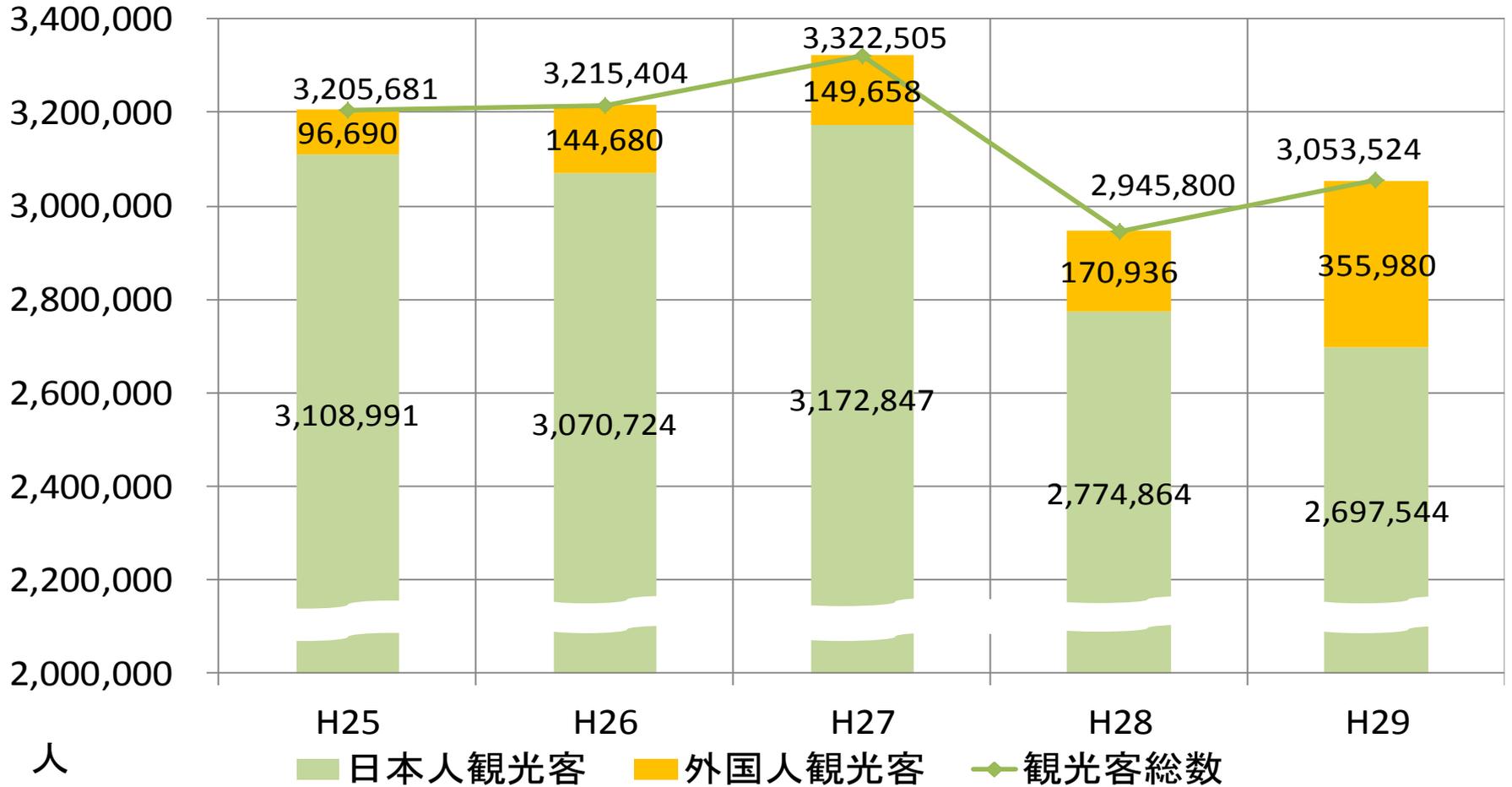
その他(環境衛生施設整備)



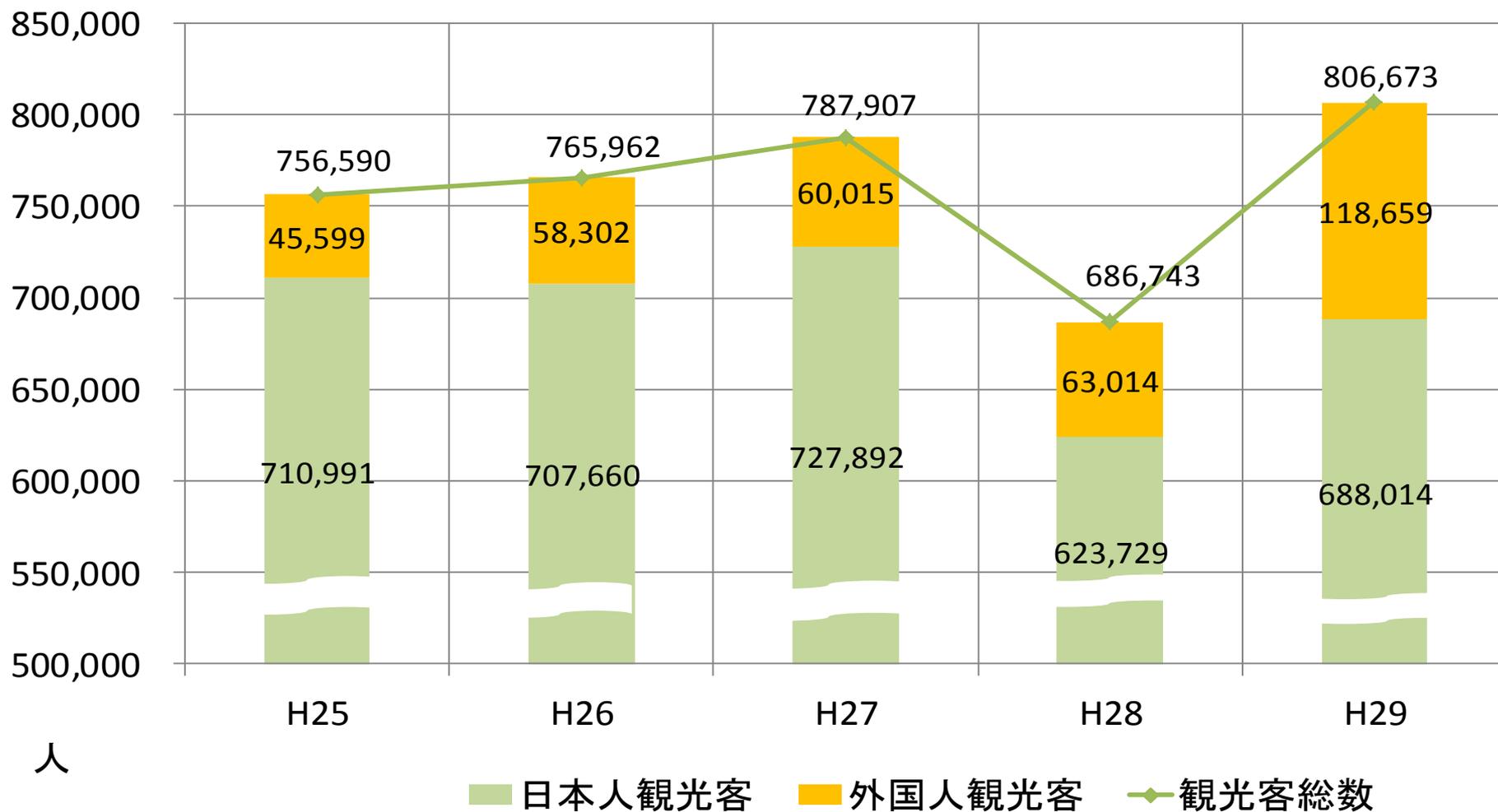
# 平成25年～平成29年における観光客数の推移 【観光客総数】



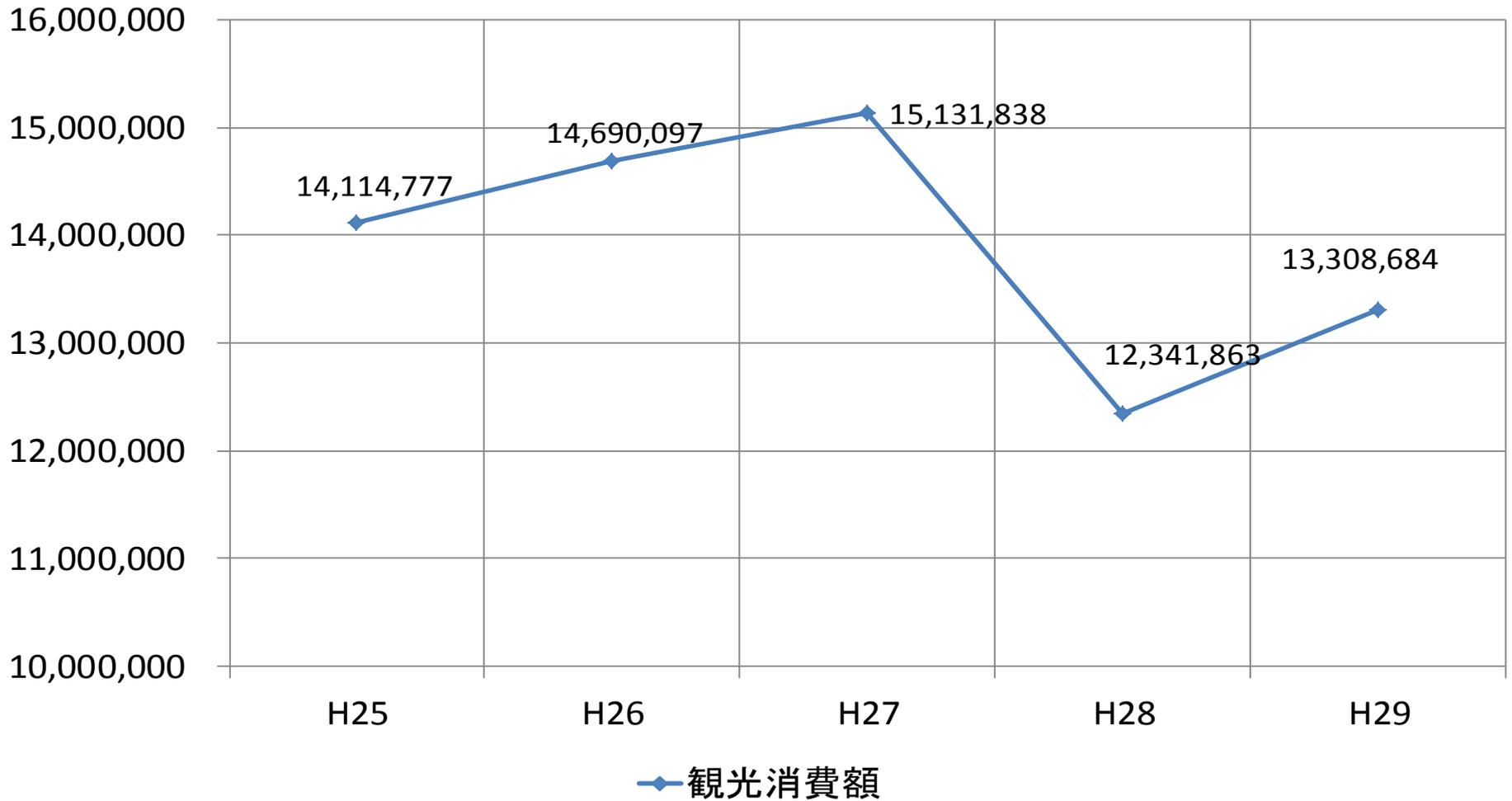
成25年～平成29年における観光客数の推移（内訳）  
【日帰り観光客数】



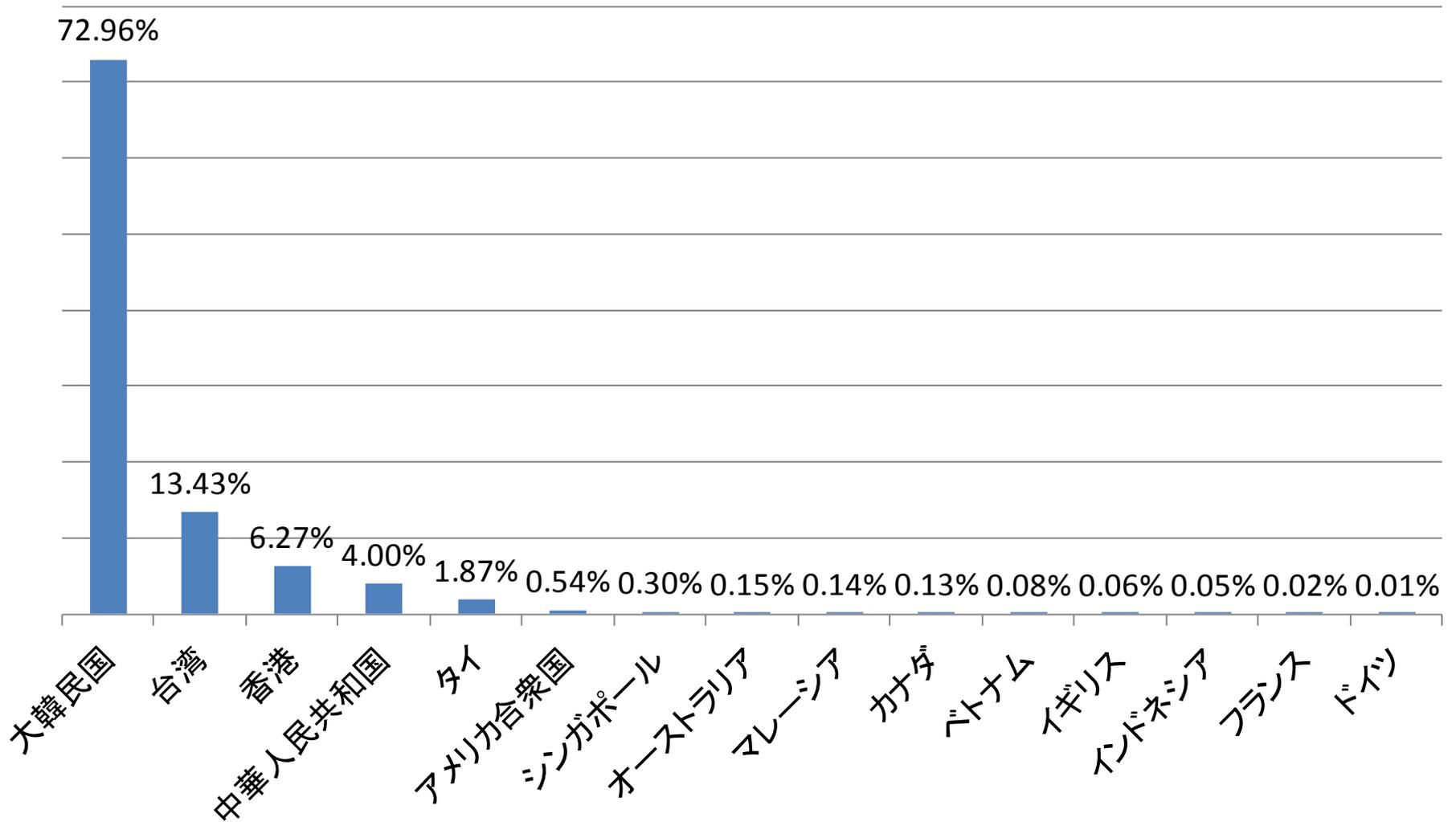
# 平成25年～平成29年における観光客数の推移（内訳） 【宿泊観光客数】



## 平成25年～平成29年における観光消費額の推移



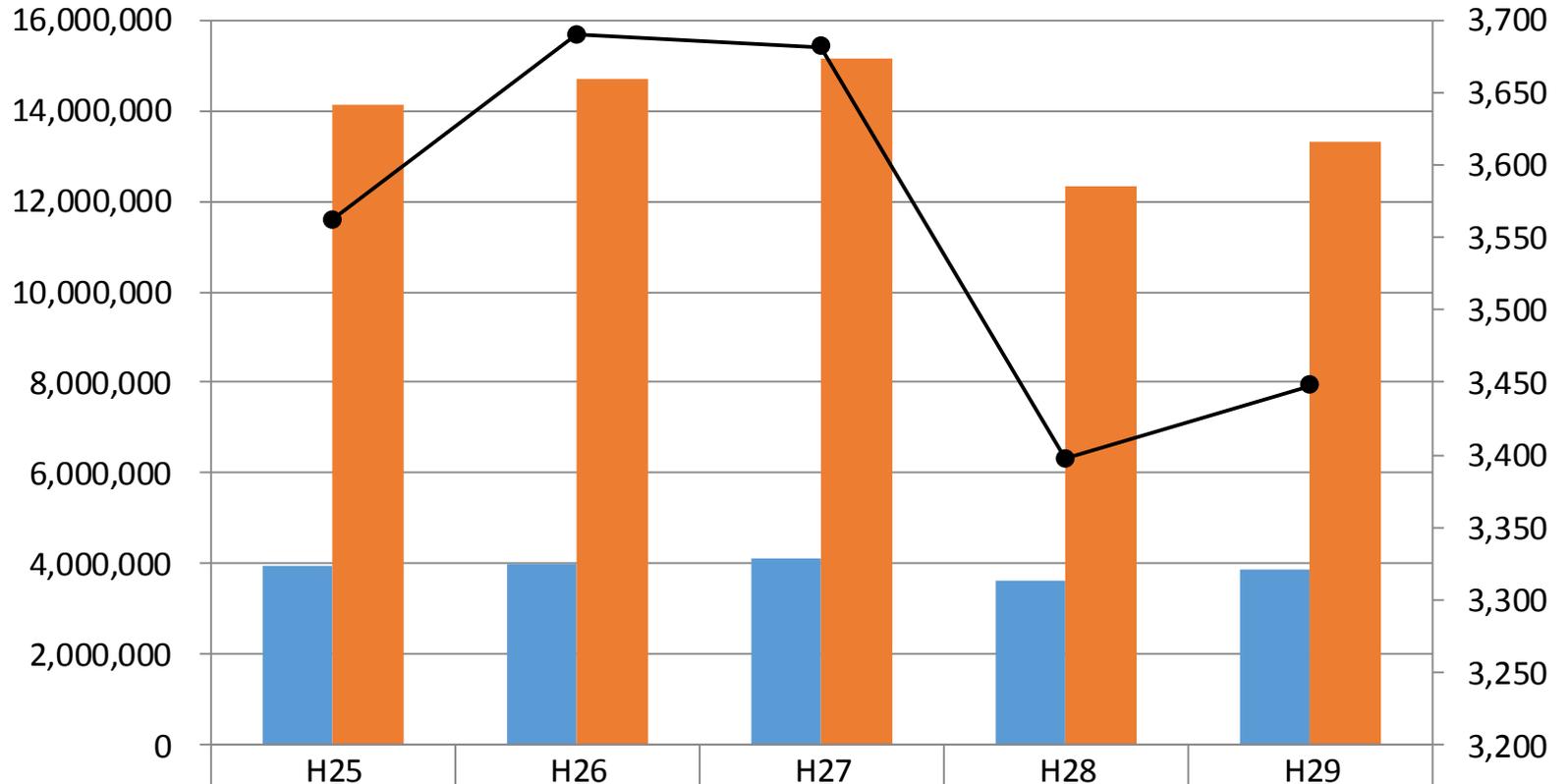
# 平成29年における訪日外国人国籍別比率



## 観光客数と消費額の推移

(人、千円)

(円)



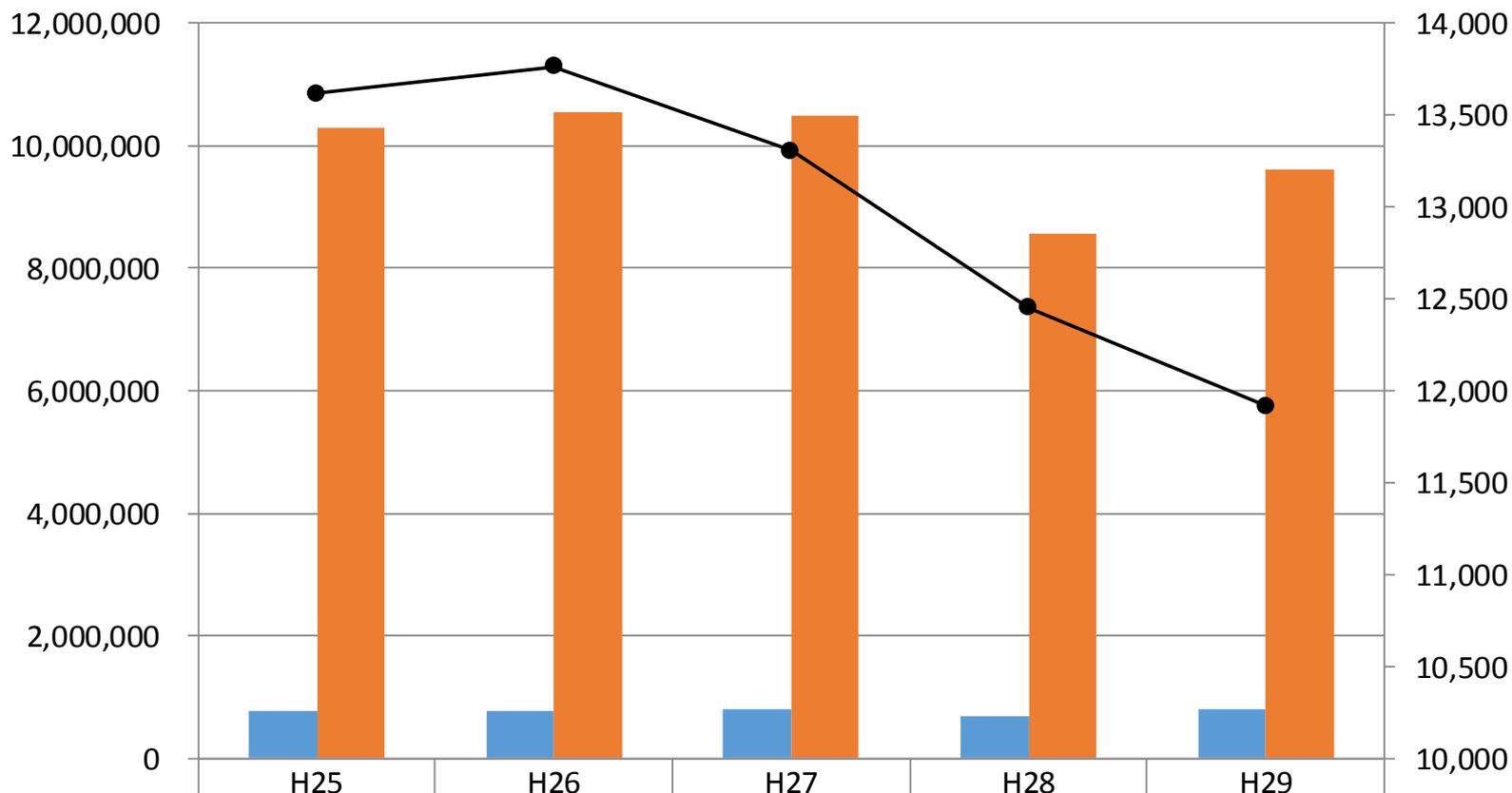
	H25	H26	H27	H28	H29
観光客数 (人)	3,962,271	3,981,366	4,110,412	3,632,543	3,860,197
消費額 (千円)	14,114,777	14,690,097	15,131,838	12,341,863	13,308,684
一人あたり消費額 (円)	3,562	3,690	3,681	3,398	3,448

■ 観光客数 (人)    ■ 消費額 (千円)    ● 一人あたり消費額 (円)

(人、千円)

## 宿泊観光客数と消費額の推移

(円)



	H25	H26	H27	H28	H29
観光客数 (人)	756,590	765,962	787,907	686,743	806,673
消費額 (千円)	10,301,418	10,541,824	10,483,654	8,550,804	9,611,643
一人あたり消費額 (円)	13,616	13,763	13,306	12,451	11,915

■観光客数 (人)    ■消費額 (千円)    ●一人あたり消費額 (円)

## 湯布院町地域公衆トイレ関係経費の推移

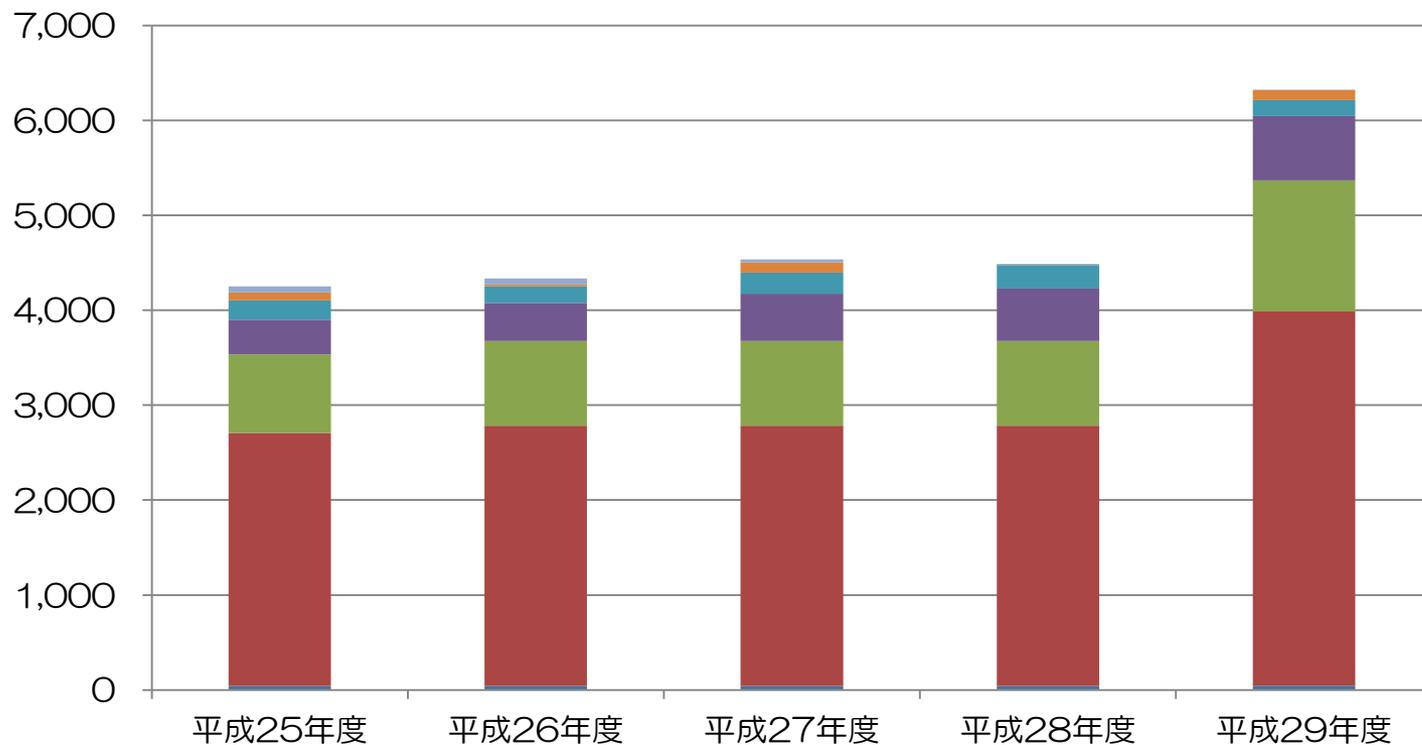
(単位 円)

経費区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法定検査	44,000	44,000	44,000	44,000	46,000
公衆便所清掃管理	2,661,750	2,737,800	2,737,800	2,737,800	3,942,000
浄化槽維持管理	828,450	893,160	893,160	893,160	1,379,808
トイレットペーパー	366,975	400,464	500,296	552,420	677,160
水道料	202,950	175,580	218,090	246,810	169,250
修繕費	83,958	19,440	111,326	4,860	104,760
電球代	62,960	64,890	29,245	10,590	2,808
合 計	4,251,043	4,335,334	4,533,917	4,489,640	6,321,786

※ 平成29年度「由布院駅トイレ」の新設

## 湯布院町地域公衆トイレ関係経費の推移

(千円)



- 法定検査
- 公衆便所清掃管理
- 浄化槽維持管理
- トイレトーパー
- 水道料
- 修繕費

# 法定税の超過課税の実施状況

団 体 名	大分県 別府市	北海道 釧路市
税 目 名 ( 種 別 )	入湯税 (目的税)	入湯税 (目的税)
納 税 義 務 者	鉱泉浴場の入湯客	鉱泉浴場の入湯客
課 税 免 除 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢12歳未満の者</li> <li>・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</li> <li>・修学旅行を目的とする高等学校以下の団体客</li> <li>・上記以外に市長が特に必要があると認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学生及び就学前である者</li> <li>・共同浴場又は一般公衆浴場及びこれらに類する浴場に入湯する者</li> </ul>
徴 収 方 法	鉱泉浴場の経営者	鉱泉浴場の経営者
税 率 (改正前の金額)	宿泊料金又は飲食料金、1人1日 ・1,500円以上2,000円以下 50円 (50円) ・2,001円以上4,500円以下 100円 (100円) ・4,501円以上6,000円以下 150円 (150円) ・6,001円以上50,000円以下 250円 (150円) ・50,001円以上 500円 (150円) 娯楽施設を有する場所 (日帰り) 40円 (40円) ＊4区分→6区分 長期滞在者又は療養者 上記の半額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の宿泊客 (下記を除く) 1人1泊 250円 (150円)</li> <li>・国際観光ホテル整備法上の登録ホテル 旅館以外の一般の宿泊客 1人1泊 150円 (—)</li> <li>・一般の日帰り客 1人1日 90円 (90円)</li> <li>・修学旅行の学生 1人1泊 70円 (70円) (10人以上の団体)</li> <li>・修学旅行の学生 1人1日 40円 (40円) (10人以上の団体で日帰り)</li> </ul>
収 入 額 ( 見 込 )	見込額 482,876千円 (内、超過分 153,787千円)	162,731千円 (平成29年度)
超 過 分 使 途	現在、審議会において検討中	阿寒湖温泉で実施する観光振興事業 ・国際観光地環境整備事業 観光動線の整備、案内板設置、まちなかアート導入 等 ・おもてなし事業 まりも家族コインの発行、まりむ号の運行、トイレ整備等
超 過 課 税 実 施 時 期	平成31年4月1日～ (5年間)	平成27年4月1日～ (10年間)
会 計	引上げ分を基金に積み立て	引上げ分を基金に積み立て (釧路市観光振興臨時基金)

団 体 名	三重県 桑名市	大阪府 箕面市
税 目 名 (種 別)	入湯税 (目的税)	入湯税 (目的税)
納税義務者	鉱泉浴場の入湯客	鉱泉浴場の入湯客
課税免除等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢12歳未満の者</li> <li>・共同浴場又は一般公衆浴場及びこれらに類する浴場に入湯する者</li> <li>・学校の行事として行われる修学旅行の生徒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢12歳未満の者</li> <li>・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</li> </ul>
徴 収 方 法	鉱泉浴場の経営者	鉱泉浴場の経営者
税 率 (改正前の金額)	1人1日 ・ホテル又は旅館及びこれに類する施設利用者 210円 ・国民宿舎、寮、保養所及びこれに類する施設利用者 150円 ・上記以外の施設利用者 (日帰り) 60円	1人1日につき ・宿泊し入湯する者 200円 (150円) ・宿泊せず入湯する者 75円 ・修学のための団体の生徒又は学生上記のそれぞれ半額
収 入 額 (見 込)	71,288千円 (平成29年度)	75,149千円 (平成29年度)
超過分使途	標準税率分と合わせ、観光、環境、消防施設等の費用に充当	標準税率分と合わせ、観光、環境、消防施設等の費用に充当
超 過 課 税 実 施 時 期	昭和53年より実施 (旧 長島町) 平成16年合併後、5年間は現行税率とし、その後全市で実施	平成28年6月1日～
会 計	一般会計	一般会計

団 体 名	岡山県 美作市	大分県
税 目 名 (種 別)	入湯税(目的税)	森林環境税
納税義務者	鉱泉浴場の入湯客	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に住所・家屋敷等がある個人</li> <li>・県内に事務所・事業所を有する法人等</li> </ul>
課税免除等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢12歳未満の者</li> <li>・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</li> <li>・負傷又は疾病の療養を目的とした長期入湯客(要診断書)</li> <li>・日帰り客の利用に供される施設に千円未満の利用料金で入湯する者</li> <li>・修学旅行、体育大会等の行事に参加中の学生、生徒又は児童で所属学校の長が発行する証明書類を有する者</li> <li>・福祉施設等における入湯者</li> </ul>	住民税非課税者
徴 収 方 法	鉱泉浴場の経営者	県民税均等割に加算して徴収
税 率 (改正前の金額)	1人1日 200円(150円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人 年額 500円</li> <li>・法人 年額 法人県民税均等割額の5% (1,000円~4,000円)</li> </ul>
収 入 額 (見 込)	44,762千円(平成28年度)	320,000千円(単年度) 315,240千円(平成28年度基金繰入額)
超 過 分 使 途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準税率分と合わせ、観光、環境、消防施設等の費用に充当</li> <li>・徴収した入湯税の50%を旅館組合に還元</li> </ul>	<p>テーマに沿い、荒廃した森林の整備や再造林の推進、木材の需要拡大、県民が自ら提案し実行する森林づくりの支援、森林ボランティア活動の推進等の事業を実施</p> <p>【第3期(H28から5年間)のテーマ】 自然豊かな大分の魅力を育む持続可能な森林づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・荒廃森林の整備、里山林の保全と利活用、森林資源の需要拡大、森林環境教育の促進 等</li> </ul>
超 過 課 税 実 施 時 期	平成17年5町1村の合併に伴い実施 旧美作町では合併前、入湯税150円、入湯料50円を徴収	平成28年4月1日~(5年間)
会 計	一般会計	森林環境保全基金に積み立て

# 法定外税の実施状況

## (1) 目的税

課税団体	東京都	大阪府
税目名 (種別)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)
目的等	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てため	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の復興を図る施策に要する費用に充てるため
課税客体	ホテル又は旅館への宿泊	ホテル、旅館、簡易宿所及び特区民泊及び住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊施設(民泊)における宿泊
課税標準	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル、旅館、簡易宿所又は特区民泊及び民泊における宿泊数
納税義務者	ホテル又は旅館の宿泊者	ホテル、旅館、簡易宿所又は特区民泊及び民泊における宿泊者
課税免除等	宿泊料金が1人1泊10,000円未満の宿泊	宿泊料金が1人1泊10,000円未満の宿泊
徴収方法	特別徴収(特別徴収義務者:ホテル又は旅館の経営者)	特別徴収(特別徴収義務者:ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊及び住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設の経営者)
税率	1人1泊について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10,000円以上15,000円未満      100円</li> <li>・ 15,000円以上                      200円</li> </ul>	1人1泊について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10,000円以上15,000円未満      100円</li> <li>・ 15,000円以上20,000円未満      200円</li> <li>・ 20,000円以上                      300円</li> </ul>
収入額 (見込額)	2,217百万円(平成28年度)	1,090百万円(平年度見込額)
使途	<p>【外国人旅行者誘致の新たな展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ツイッター、フェイスブック等のSNSなど、多様な媒体を活用した情報発信等</li> </ul> <p>【魅力を高める観光資源の開発】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人旅行者誘致に向けた観光資源開発等</li> </ul> <p>【受入環境の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路、交通機関等における案内サインの多言語化等</li> </ul>	<p>【受入環境整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅行者への観光案内、情報提供の充実や強化等魅力づくり及び戦略的なプロモーションの推進</li> <li>・ 魅力溢れる観光資源づくり等</li> </ul>

課 税 団 体	東京都	大阪府
施 行 年 月 日	平成14年10月1日 5年ごとに条例の施行状況経済情勢を勘案し、期間延長の措置	平成29年1月1日
そ の 他	<p>【宿泊料金に含まれるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・素泊まりの料金</li> <li>・素泊まりの料金にかかるサービス料</li> </ul> <p>【宿泊料金に含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税等に相当する金額</li> <li>・宿泊以外に相当する金額（食事、会議室の利用、電話等）</li> <li>・民宿やペンションなどは通常は課税対象施設とならない</li> </ul> <p>※子供でも、1人1泊の料金が1万円以上となる場合は課税  ※東京オリンピック、パラリンピック開催期間は、課税停止</p>	<p>【宿泊料金に含まれるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わらず請求される寝具代、入浴料、いわゆる「民泊施設」における清掃料等、また、これらに係るサービス料、奉仕料等を含む</li> </ul> <p>【宿泊料金に含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税等に相当する金額</li> <li>・宿泊以外に相当する金額（食事、会議室の利用、電話等）</li> </ul> <p>※子供でも、1人1泊の料金が1万円以上となる場合は課税  ※1室での料金設定の場合は、宿泊料金を宿泊者数で除した額</p>

課税団体	京都市	石川県 金沢市
税目名 (種別)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)
目的等	国際文化観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と融和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
課税客体	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅館業法に規定する旅館業を営む施設への宿泊行為</li> <li>住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設への宿泊行為</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅館業法の許可を受けた旅館、ホテル又は簡易宿所への宿泊行為</li> <li>住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設への宿泊行為</li> </ul>
課税標準	ホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業を営む施設への宿泊数	ホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業を営む施設への宿泊数
納税義務者	ホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者	ホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者
課税免除等	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行、その他学校行事に参加している者</li> <li>外国大使等の任務遂行に伴う宿泊</li> </ul>	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊
徴収方法	特別徴収 (特別徴収義務者：旅館業又は住宅宿泊事業を営む者)	特別徴収 (特別徴収義務者：旅館業又は住宅宿泊事業を営む者)
税率	1人1泊について ・20,000円未満 200円 ・20,000円以上50,000円未満 500円 ・50,000円以上 1,000円	1人1泊について ・20,000円未満 200円 ・20,000円以上 500円
収入額 (見込額)	4,560百万円(平年度見込額)	720百万円(平年度見込額)

課税団体	京都市	石川県 金沢市
使途	<p>【住む人にも訪れる人にも京都の品格や魅力を実感できる取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保護、歴史的景観の保全、観光や文化の担い手育成等</li> </ul> <p>【入洛客の増加などに対する受入環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光地案内標識の整備、観光地トイレの拡充等</li> </ul> <p>【京都の魅力の国内外への情報発信の強化】</p>	<p>次の3つの方向性を軸に、毎年度検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>まちの個性に磨きをかける歴史、伝統、文化の振興</li> <li>観光客の受入れ環境の充実</li> <li>市民生活と調和した持続可能な観光の振興</li> </ul>
施行年月日	<p>平成30年10月1日 適用期間5年 (施行状況、経済情勢を勘案し、期間延長等の措置)</p>	<p>平成31年4月1日 適用期間5年 (施行状況、経済情勢を勘案し、期間延長等の措置)</p>
その他	<p>【宿泊料金に含まれるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊の利用行為に係る対価又は負担として請求される清掃代、寝具代、入浴代、寝衣及びサービス料、奉仕料等を含む</li> </ul> <p>【宿泊料金に含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費税等に相当する金額</li> <li>宿泊以外に相当する金額（食事、会議室の利用、電話等）</li> </ul> <p>※子供でも、1人1泊の料金が1万円以上となる場合は課税 ※1室での料金設定の場合は、宿泊料金を宿泊者数で除した額</p>	<p>【宿泊料金に含まれるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊の利用行為に係る対価又は負担として請求される清掃代、寝具代、入浴代、寝衣及びサービス料、奉仕料等を含む</li> </ul> <p>【宿泊料金に含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費税等に相当する金額</li> <li>宿泊以外に相当する金額（食事、会議室の利用、電話等）</li> </ul> <p>※子供でも、1人1泊の料金が1万円以上となる場合は課税 ※1室での料金設定の場合は、宿泊料金を宿泊者数で除した額</p>

課税団体	岐阜県	大阪府 箕面市
税目名 (種別)	乗鞍環境保全税(法定外目的税)	開発事業等緑化負担税(法定外目的税)
目的等	乗鞍地域の環境保全に係る施策に要する費用に充てるため	良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境を将来にわたって維持、保全し、向上させるため、開発行為を行う事業者課税し、必要となる施策の展開及び充実に要する費用に充てる
課税客体	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為、又は他人を入り込ませる行為	事業として行う開発行為等
課税標準	乗鞍鶴ヶ池駐車場の自動車で進入する回数	開発行為等の行われる土地の面積に0.9を乗じて得た値に、当該土地に係る建築基準法の規定による建築物の容積率の最高限度の数値を乗じて得た面積
納税義務者	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者(自動車の運転者が、運転者以外の者の行う事業に従事して当該自動車を運転する場合にあっては、事業を行っている者)	開発行為等を行なう事業者
課税免除等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急車両</li> <li>・駐車場、施設等を整備、管理又は運営するために使用する自動車</li> <li>・公益上、その他やむを得ないと認められる用務に使用する自動車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一事業者が同一敷地内で同一事業を継続して行う開発行為等</li> <li>・農地及び森林の維持、保全に資する農林漁業用倉庫の開発行為等</li> <li>・国又は地方公共団体が行う開発行為等</li> </ul>
徴収方法	特別徴収(特別徴収義務者:駐車場料金徴収者) ただし、一般乗合用バス等は申告納付	申告納付
税率	以下を運転する者1回につき <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗車定員が30人以上の観光バス 3,000円</li> <li>・乗車定員が30人以上の一般乗合用バス 2,000円</li> <li>・乗車定員が11人以上29人以下の自動車 1,500円</li> <li>・乗車定員が10人以上の自動車等 300円</li> </ul>	敷地面積(m <sup>2</sup> )×0.9×指定容積率×250(円/m <sup>2</sup> )
収入額 (見込額)	14百万円(平成28年度)	30百万円(平年度見込額)

課 税 団 体	岐 阜 県	大 阪 府 箕 面 市
使 途	徴収から徴収費用を控除して得た額を乗鞍地域の環境保全に充てる ・人が入り込むことによってもたらされる環境負荷の低減策（環境パトロール員やネイチャーガイドの設置等）とその影響調査	森林整備、市外地緑化、農地保全に関する事業や山林所有者・市民による里山保全活動への助成等
施 行 年 月 日	平成15年4月1日 3年を目途として必要な改正を行う	平成28年7月1日 施行後10年を目途に見直し規定あり
その他	・車で入り込む人に着目した税であることから、1人当たりの金額を決めて、車種ごとの平均乗車人数を勘案して税率を決定 ・環境に配慮した低公害車の軽減税率も検討したが、「人」に着目している趣旨との整合性が図れないため軽減は行っていない	開発事業等緑化負担税及びふるさと寄附金を「みどり推進基金」に積み立て、山麓保全や市街地緑化の財源に充てる ・平成28年度基金積立額 21,986千円 ・充当事業 山麓保全推進事業 11,250千円 （充当金額）まちなかのみどり支援事業 4,447千円  平成19年までは開発事業者からの公共施設等整備寄附金を財源として良好な自然環境や住環境を維持する事業を実施

課税団体	山梨県 富士河口湖町
税目名 (種別)	遊漁税(法定外目的税)
目的等	河口湖及びその周辺地域における環境の保全、環境の美化及び施設整備の費用に充てるため
課税客体	河口湖での遊漁行為
課税標準	遊漁行為を行う日数
納税義務者	遊漁行為を行う者
課税免除等	中学校を卒業するまでの者障害者
徴収方法	特別徴収(特別徴収義務者:組合その他の遊漁税の徴収について便宜を有するもので、町長が指定する者)
税率	1人1日につき 200円
収入額 (見込額)	9百万円(平成28年度)
使途	駐車場、公衆便所、河口湖周辺道路その他の施設の整備
施行年月日	平成13年7月1日
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日遊漁券の場合は、遊漁券を購入の際に遊漁税も徴収</li> <li>・年間券、シーズン券の場合は、その都度遊漁税券を購入</li> <li>・税収は河口湖治水組合に負担金として拠出され、環境の美化、施設整備に使われる</li> </ul>

## (2) 普通税

課税団体	静岡県 熱海市	福岡県 太宰府市
税目名 (種別)	別荘等所有税	歴史と文化の環境税
目的等	自然環境や立地条件の良さから一戸建て別荘やリゾートマンションの建設が相次いだことにより、生活関連施設（ごみ処理、し尿処理、下水道の整備）や安心、安全のための消防はしご車、救急車の整備などの行政需要が増大したことから、これらの経費の一部を別荘等の所有者に応分の負担をしていただくため	歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境にやさしい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造する費用に充てるため
課税客体	別荘等の所有	有料駐車場に駐車する行為
課税標準	別荘等の延面積	有料駐車場に駐車する台数
納税義務者	次の家屋の所有者 ・本人又は家族が別荘などとして所有する家屋 ・他人に別荘として貸し付けている家屋 ・旅館業法の許可を受けていない寮、保養所など	一時有料駐車場の利用者
課税免除		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法第292条第1項第9号に規定する障害者</li> <li>・上記の障害者に準ずる者</li> </ul>
徴収方法	普通徴収（納期：年4回）	特別徴収（特別徴収義務者：有料駐車場の業者）
税率	1㎡：年650円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原付自転車を含む二輪車（自転車を除く） 50円／回</li> <li>・乗用車（定員10人以下） 100円／回</li> <li>・マイクロバス（定員10人超29人以下） 300円／回</li> <li>・大型バス（定員29人超） 500円／回</li> </ul>
収入額 (見込額)	532百万円（平成28年度）	84百万円（平成28年度）
使途		<p>観光・産業の振興、環境保全等まちづくりのために使用</p> <p>* 歴史と文化の環境税運営協議会でだされた意見や提言を踏まえ、目的税的普通税として、使途を明確化した上で活用</p>
施行年月日	昭和51年4月1日 平成28年3月31日更新（適用期間5年）	平成15年5月23日 平成30年5月23日更新（適用期間3年）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用の有無にかかわらず、住民票と税申告のない方に課税</li> <li>・固定資産税、市県民税均等割（家屋敷課税）は、別途課税</li> <li>・徴収費用は、年間約16百万円</li> </ul>	<p>【次の駐車場は除外】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月極駐車場（住居用、事業所・店舗用、通勤・通学用）</li> <li>・事業所・店舗等に付随する駐車場（専ら来客用のもの）</li> <li>・臨時的駐車場（駐車可能台数5台以下または営業日数が年間10日以下）</li> </ul>

課税団体	大阪府 泉佐野市	神奈川県 山北町
税目名 (種別)	空港連絡橋利用税 *関空橋税	砂利採取税(法定外普通税)
目的等	関西国際空港の玄関都市として相応しいまちづくりのため、空港アクセスのための関連道路の整備などの都市基盤整備を進めてきたその起債償還や空港補完機能としての感染症など高度医療のための病院、空港消防の維持管理費等に充てため	運搬用ダンプカー等の騒音、振動、砂塵、道路損傷等の問題への対処に要する費用に充てる。
課税客体	関西国際空港連絡橋を自動車で行き来して空港を利用する行為	岩石及び砂利の採取
課税標準	関西国際空港連絡橋を自動車で行き来する回数	岩石及び砂利の採取量
納税義務者	関西国際空港連絡橋の通行料金を支払う者	砂利採取業者
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>関空連絡橋の通行料金を障害者割引が適用される者は1/2減額(50円)</li> <li>救急車などの緊急車両は免除</li> </ul>	なし
徴収方法	特別徴収 (特別徴収義務者:連絡橋の通行料金を収受する者)	申告納付
税率	通行する回数1往復につき 100円	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩石(山砂利) 10円/㎡</li> <li>砂利(川砂利) 15円/㎡</li> </ul>
収入額 (見込額)	402百万円(平成28年度)	4百万円(平成28年度)
施行年月日	平成25年3月30日 平成30年3月30日更新(適用期間5年)	昭和57年4月1日 平成29年4月1日更新(適用期間5年)
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>関空連絡橋料金所において、通行料金と同時に納付</li> <li>車種に関係なく一律100円の税額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>販売価格に対する税の負担割合は 0.41%</li> <li>過去に城陽市(京都府)、中井町(神奈川県)、君津市(千葉県)、富津市(千葉県)も法定外普通税として採用</li> </ul>

## 税以外の事例について

団体名	名 称	目 的	概 要
山梨県 静岡県	富士山保全協 力金	美しい富士山を後世に引 き継ぐため、富士山の環境 保全や登山者の安全対策を 図る	<p>【協力金の額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本1,000円 (子どもや障がい者は協力いただける範囲の金額)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 7月1日から9月11日(平成30年)の期間実施</li> <li>○ 協力費:96,717千円、協力率:53%(平成29年度)</li> <li>○ 記念品(協力者証)、温泉施設等の割引優待あり</li> <li>○ 富士山の環境保全、登山者の安全対策等の事業に充当</li> <li>○ 公平で効率的なものとするため、強制徴収(法定外目的税等)も視野に入れ検討中</li> </ul>
山梨県 北杜市	北杜市環境保 全協力金	森林及び地下水等の環境 保全を図るため	<p>【協力金の額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任意の金額(協力金の趣旨に賛同する者)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 寄付金、一般財源を基金として積み立て、事業実施の際に基金から繰り入れ</li> <li>○ 環境保全基金残高:86,432千円(平成29年度末)</li> <li>○ 環境保全事業、環境教育事業、南アルプスユネスコエコパーク関連事業の実施、市内団体からの提案による環境保全事業に補助金を交付</li> <li>○ 新税、超過課税の検討を行ったが、受益と負担の問題、税の公平性の問題から、協力金という形で寄付による費用負担を求める</li> </ul>

団体名	名称	目的	概要
山形県 米沢市	米沢市環境保全協力金	環境保全に対する施策の財源に充てるため	<p>【協力金の額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物の搬入量に1トン当たり1,300円を乗じて得た額</li> </ul> <p>○ 一般廃棄物最終処分場に搬入される廃棄物に対し、応分の負担を求める</p> <p>○ 協力金の対象者は、搬入団体</p>
東京都 小平市	小平市まちづくり協力金	まちづくりの推進に必要な公共施設の整備を図るため	<p>【協力金の額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画戸数×20万円</li> </ul> <p>○ 計画区画数が300以上の規模の開発事業主に対して求める</p> <p>○ 小平市公共施設整備基金に積み立てる</p>
岐阜県 白川村	世界遺産保存協力金	世界文化遺産の保存を目的とした事業の経費に充てるため	<p>【協力金の額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型車（バス）1000円、普通車200円（村営駐車場の駐車料金に含む）</li> </ul> <p>○ 協力費：5,038万円（平成29年度） （大型車22,937台、普通車137,234台）</p> <p>○ 合掌造り家屋の修理・修景事業等の世界遺産の保存を目的とする事業の費用に充てる</p> <p>○ 毎年度の協力金の収支で残金が生じれば、白川村世界遺産合掌造り集落保存協力基金に繰り入れ</p>

団体名	名称	目的	概要
島根県 大田市	石見銀山基金	石見銀山に係る整備活動 用及び景観保全の事業の経 費に充てるため	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 島根県内外の個人、法人及び団体からの民間寄付金と、島根県及び大田市の拠出金で構成され、NPO法人石見銀山協働会議にて運用</li> <li>○ 基金残高：3億8,786万円（平成25年度末）</li> <li>○ 住民団体等が実施する遺跡の維持・保全活動等の事業に対して助成</li> </ul>
東京都 千代田区	有料公衆 トイレ	誰でも快適に利用できる、 安全で明るく清潔なトイ レの維持管理のため	<p>【協力金の額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・100円（障害者及び小学生以下は無料）</li> <li>○ 平成18年に約1億円をかけ建設</li> <li>○ 喫煙・情報コーナーを設置し、スタッフを常駐させ清掃、受付管理を行う</li> <li>○ 利用者使用料・維持管理負担金：21,734千円 歳出額（人件費、減価償却費を除く）：24,547千円 （平成25年度）</li> <li>○ 利用者数：88,570人（平成28年度）</li> </ul>
北海道 美瑛町	企業版ふるさ と納税	<p>【事業名】</p> <p>日本で最も美しい村づくり 推進による美瑛町活性化 プロジェクト（H28～31）</p>	<p>【寄附金の額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5,200千円（平成29年度）</li> <li>○ 観光振興事業費：5,391千円（平成29年度）</li> <li>○ 事業概要：美しい丘陵景観の保全、景観スポットの樹木の所有者への助成、植樹、案内サイン等の整備</li> <li>○ 寄附企業：6社</li> </ul>

団体名	名 称	目 的	概 要
福島県 いわき市	企業版ふるさと納税	【事業名】 いわきツーリズム魅力発信事業（H29～31）	<p>【寄附金の額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4,999千円（平成29年度）</li> <li>○ 観光振興事業費：4,999千円（平成29年度）</li> <li>○ 事業概要：市周遊のモニターツアーの実施とともに、夏季にシャトルバスを運行し、周遊観光を促進</li> <li>○ 寄附企業：1社</li> </ul>
大分県 杵築市	企業版ふるさと納税	【事業名】 杵築市人材チャレンジ人材支援プロジェクト（H28～31）	<p>【寄附金の額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3,000千円（平成29年度）</li> <li>○ 人材育成・確保事業費：4,493千円（平成29年度）</li> <li>○ 事業概要：移住者への新規就農支援、児童養護施設卒園者の就農支援</li> <li>○ 寄附企業：3社</li> </ul>

団体名	名 称	目 的	概 要
大分県 由布市	環境整備協力 金	湯布院町のもつ環境の保 全及び改善等、環境資源の 確保要する費用に充てるた め	<p>【協力金の額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リゾートマンション等の施設・・・戸（建）当たり <ul style="list-style-type: none"> <li>30戸（室）以下 30,000円</li> <li>31～50戸（室） 50,000円</li> <li>51～70戸（室） 80,000円</li> <li>71戸（室）以上 100,000円</li> </ul> </li> <li>・開発事業等により土地の区画分譲を行ったもの・・・1区画あたり <ul style="list-style-type: none"> <li>30区画以下 30,000円</li> <li>31～50区画 50,000円</li> <li>51～70区画 80,000円</li> <li>71区画以上 100,000円</li> </ul> </li> </ul> <p>○ 「由布市潤いのあるまち環境整備基金」に積み立て ○ 基金残高：9,804千円（平成29年度末）</p>
大分県 由布市	男池清掃協力 金	男池周辺の環境保全、駐 車場の維持管理等に充てる ため	<p>【協力金の額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・100円</li> </ul> <p>○ 由布市庄内町観光協会が実施 ○ 男池清掃協力金協力者数 33,217人（平成29年度）</p>

# 宿泊税について

## [プロセス]

入湯税対象施設の特別徴収義務者にとっては、別に宿泊税の徴収義務が生じることとなり、入湯税対象施設以外の事業者にとっては、初めての徴収事務となる。事業者への理解を得て、条例可決、総務大臣の同意を得るという宿泊税（法定外税）導入の手続きは、駐車場税と同様にかなりの期間を要することが想定される。

## [導入事例]

(単位：千円)

推計条件		東京都方式	大阪府方式	金沢市方式	京都市方式
税 率 境 界		10,000円	10,000円		
		15,000円	15,000円		
			20,000円	20,000円	20,000円
					50,000円
宿 泊 料 金 区 分	10,000円未満	非課税	非課税	200円	200円
	10,000円以上	100円	100円	200円	200円
	15,000円未満	100円	100円	200円	200円
	15,000円以上	200円	200円	200円	200円
	20,000円未満	200円	200円	200円	200円
	20,000円以上	200円	300円	500円	500円
	50,000円未満	200円	300円	500円	500円
	50,000円以上	200円	300円	500円	1,000円
税 額 見 込 額		89,971	102,988	176,051	179,855

※H29由布市入湯税申告数値にて推計

## 入湯税改定シミュレーションについて

(単位：千円)

推 計 条 件		現行(H29)	別府市方式	推計①	推計②	推計③	推計④	推計⑤
税 率 境 界		4,000円	6,000円	4,000円	6,000円	10,000円	15,000円	20,000円
引 上 げ 額			100円	100円	100円	100円	100円	100円
日帰り		70円						
宿泊料金区分	4,000円以下	100円						
	4,000円超	150円	150円	250円	150円	150円	150円	150円
	6,000円以下	150円	150円	250円	150円	150円	150円	150円
	6,000円超	150円	250円	250円	250円	150円	150円	150円
	10,000円以下	150円	250円	250円	250円	150円	150円	150円
	10,000円超	150円	250円	250円	250円	250円	150円	150円
	15,000円以下	150円	250円	250円	250円	250円	150円	150円
	15,000円超	150円	250円	250円	250円	250円	250円	150円
	20,000円以下	150円	250円	250円	250円	250円	250円	150円
	20,000円超	150円	250円	250円	250円	250円	250円	250円
	50,000円超	150円	500円	250円	250円	250円	250円	250円
税 額 見 込 額		107,345	170,869	175,579	171,548	162,747	147,074	122,942
現 行 税 額 比 較			63,524	68,234	64,203	55,402	39,729	15,597

※別府市方式・・・6,000円以下税率据置、6,000円超税率250円（100円増）、50,000円超税率500円（350円増）

※推計①～⑤共通・・・日帰り税率70円（据置）、4,000円以下税率100円（据置）